

第六十八回国会
参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和四十七年六月一日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

五月三十日
高橋 邦雄君 補欠選任 稲嶺 一郎君
五月三十一日
高橋 邦雄君 補欠選任 高橋 邦雄君
六月一日
高橋 邦雄君 補欠選任 岩本 政一君

出席者は左のとおり。

委員長 玉置 猛夫君
理事 寺本 広作君
増田 盛君
占部 秀男君
河田 賢治君
委員 片山 正英君
堀見 俊二君
柴立 芳文君
高橋 邦雄君
原 文兵衛君
神沢 浄君
小谷 守君
杉原 一雄君
上林繁次郎君
藤原 房雄君
自治大臣 渡海元三郎君

政府委員

内閣総理大臣官房交通安全対策室長 須藤 博忠君
警察庁警務局長 浅沼清太郎君
外務省条約局長 高島 益郎君
建設大臣官房審議官 小林 忠雄君
建設省道路局長 高橋国一郎君
自治大臣官房審議官 皆川 迪夫君
自治大臣官房審議官 立田 清士君
自治大臣官房審議官 森岡 敬君
自治省行政局長 宮澤 弘君
自治省行政局長 林 忠雄君
自治省行政局長 山田 滋君
事務局長 伊藤 保君
常任委員会専門員 池田 連雄君
警察庁交通局長 丸山 昂君
通指導課長 柴田 耕一君
警察庁警備局参事官 降旗 正安君
大蔵省理財局国有財産第二課長 福永 公一君
林野庁林政部長 篠原 良男君
日本専売公社理事 篠原 良男君
日本国有鉄道施設局長 篠原 良男君

説明員

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○連合審査会に関する件
○地方行政の改革に関する調査

(警察行政の当面の諸問題に関する件)

(交通行政等の当面の諸問題に関する件)

○公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公営企業金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

公有地の拡大の推進に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置猛夫君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公有地の拡大の推進に関する法律案について、建設委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会の開会の日時につきましては、両委員長の協議により決定いたしますが、来たる五日、月曜日、午後二時から開会の予定でありますので、御了承願います。

○委員長(玉置猛夫君) 当面の警察行政に関する件について、警察庁当局から発言を求められておりますので、この際、これを許します。丸山警備局参事官。

○説明員(丸山昂君) イスラエルのロード国際空港におきますゲリラ事件につきまして、外務省から御連絡をいただいた分を含めまして、ただいま私どもの判明しております点について御報告を申し上げます。

まず、イスラエルの外務省のアジア局長から、当方駐在の大使あてに連絡がございました三人の氏名とその旅券番号でございますが、氏名につきましては、ナンバ・ダイスケ、トリオ・ケン、スギヤ・ジロウ、この三人を使っておりますが、これについては外務省は、こういう名前での旅券を発行した記録がないということでございます。

それから旅券番号と氏名との関係でございますが、それもやはり相互に関連性がないということでございます。

旅券番号につきましては、それぞれ全然別の方々に発給されているわけでございまして、その氏名の方々につきましては私どものほうで調査いたしました結果、いずれも御本人が海外旅行を終えられて日本に帰っておられまして、それをそれぞれ記念として大事に保管されておられるという事実を確認いたしました。したがって、ここに出ております旅券番号は全部偽造のものであるという判断をいたしております。

現地の当方の大使館員がナンバ・ダイスケなる者について、直接本人に会って話を聞くチャンスが先方政府の特別なはからいで得られておりますが、それに伴います報告によりますと、本人の所持品及びことばの点から日本人であることは間違いない、ことばは関西弁と九州弁が一緒になったような印象を受けているということでございます。

それから本人の秘密の行使で、あまりはかばかしい供述を得られておりませんが、これによりますと、本人自体は四月九日ごろでございますが、関西の地区からそれぞれ四月の九日、二十八日、それから五月十一日、いろいろ供述が出ておりますが、別々に日本を出ている。で、一たんベイルートに参りまして、ベイルートのアパートに入られ、それからまた、別の村に移って訓練を受けた、そしてまた、再びもとのアパートに戻ってヨーロッパに参りまして、二十一日にローマに入った、新しいパスポート——問題のパスポートでございます、これを渡された。そして、三十日にローマを立て、テルアビブへ来た、こういう経路でございます。それから、本人の所属についてははっきりした供述が出ておりません。ただ、このパスポートによりますと、京都府発行となっております、職業は京都大学とだけ書いてあるようでございす。その他所持品といたしましては、岩波文庫版のランボー詩集「地獄の季節」、それから、その行間に毛沢東、金日成という字が書き込んであるものであります。それから、手記のようなものがございます。これには「結論的に武装闘争を観念的に理解するのは誤りである」というような趣旨のとおりでございす。現在のところでは以上のことを書いてございす。私どもとしては、本人の人定をするに十分な資料を得ておりませんので、はっきりどのだれであるかということを確認するに至っておりません。昨日の晩、ローマに駐在しております当方から外務省にございす、かいたっております森田書記官を現地に急行させるよう、外務省のお取り計らいで処置をとっております。

すので、これら現地に到着の後に詳しいことが判明するのではないかと考えております。それから、指紋の照会でございますが、これはICPO——国際警察機構でございますが、これと、それから外務省との両方をお願いをいたしまして、三人の指紋を採取をして当方に送付をお願いできるように手配をしております。

以上でございます。

○占部秀男君 いまの報告で、これは国際的な問題ですから、大事な問題ですが、その程度しか報告がでない事情もわれわれもわかります。ただ、いまの報告の中でローマに行つてからの旅券の云々の問題がわかつておるんですから、日本からどういふふうに出ていったのか、それもわからないうし、それから、その者の、したがって身元もわからないというんですが、これは大事な問題です。至急に警察庁で調べて、当委員会のほうにその他の問題と一緒に報告できるように、ひとつしてもらいたいと思ひます。以上です。

○河田賢治君 私、きょう昼からだと思つて、実は準備してこなかったんですが、御承知のとおり、この委員会でもかつて連合赤軍の問題で言いました。あの、いろいろ彼ら自身が発表した中に、世界の同時革命だという主張のもとに、一つは北朝鮮とか、これはハイジャックで実行したわけですね。それから中東、あともう一カ所どつかあります。したが、つまり、世界に三つの拠点をつくつてここで赤軍を訓練する。いわゆる軍事組織を先につくつて、その中で政治組織をつくつて、そして世界の同時革命だということを彼らは主張していたわけですね。当然あなたの方のほうでも後藤田長官なんかも、中の、いろいろこれらの団体の中には協力者をつくつておるとおっしゃっていただんですが、こういうところはあるよりそのほうからの情報はないからですか。

それからもう一つは、婦人の方が向こうにいて、看護婦かですね。それと日本とたいぶ手紙のやりとりはやつていてということと、ちょっと新聞で読んでみれば、こういう問題は、日本のほうで

キヤッチできていないんですか、あるいはその人なんかの身元なりは全然あなたのほうではつかんでおられないんですか。

○説明員(丸山君) 今回の被疑者が赤軍であるかどうかという点については、まだはっきり確認をされておられません。したが、第一点の、ただいまの先生の御質問の關係でございますが、私どもも赤軍の合法組織についてはいろいろ情報を取り得る立場にございすけれども、現在までのところ、そのような動きをキャッチしたということとはございせん。それから現地にいろいろうすで日本から行つておるのではないかとお話をございすんですが、私どもの知り得る限りでは、元赤軍派の幹部、中央委員をやつておりました重信房子という人が奥平剛士という二人で、これはまあその後結婚したということになっておりますが、この二人が昨年の二月ベイルートに向けて出国をして、重信房子については現在ベイルートに居住中である。それから、奥平剛士についてはその後アルジェリアのほうに行つたといううわさが伝わつております。それから赤軍とか、その他のいわゆるセクトに属しておられます中野まり子、それから信原孝子という二人の女性がベイルートの市内の病院で看護活動に従事しているというところはございす。以上です。

○上林繁次郎君 私は聞くだけだということでありまして、用意はしてないのですけれども、一応皆さんお聞きになつておるようですから、この問題は外国で起きた問題である。したがって、その事情がまだわからぬ。この点はわかりません。至急に調査をする、こういうことになると思ひます。が、しかし、これがいわゆる他国に起きた問題といたしまして、調査がまだ進んでおらないというところだけで、私はとめておくわけにはいかぬだろう、こう思ひます。というところは、こういう事件がいつまた日本に起きないとも限らない、こういういろいろの心配が事件を契機に起きてきたと思ひます。そこで、この問題をすばりでなくしてお尋ねしてみたいのですけれども、「よど号」乗取り事件

です。その後あの事件以来、赤軍派が世界的な拠点をつくるために、盛んにパスポートを集めるに入手をしておつた、こういう情報が入つておつたわけですね。これは当局も知っているだろうと思ひます。その点について「よど号」事件以来、そういう情報が入つておる中で、いわゆる当局としてはどういふ手を打たれてきたのか、その点ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(丸山君) 一部伝えられておりますように、赤軍がパスポートを収集して、これを非法活動に使うという動きがあった、こういうこととございすけれども、私どもはいままでのところ、そのような事実、また、そういう情報も得ておりませんし、事実も確認をしております。ただ、赤軍がたまたまお話がございまして、国際的な、世界的な同時革命を目ざして活動をするというところで、海外の根拠地を確保するという意味での国際的な連帯活動と申しますか、こういう意味で、海外との連携を深める活動をして、こういうことは在来から出ております。一番最初に出ましたのは、昭和四十四年の十一月に、赤軍の元中央委員の小俣昌道、これがアメリカで国際根拠地を建設するのだ、こういう趣旨で渡米をいたしました。アメリカでSDS、これは民主社会のための学生連合という組織でございす。が、これとか、あるいはブラックパンサーの党幹部と会談をいたしまして、先方の反応がなきて、結局四十五年の三月に帰国している、こういう事実がございす。それから先ほど御質問のございました重信房子中央委員がベイルートに参つたというところ、それからハイジャックの事件が起きた直後に、今回の事案の主体になつておりますアラブ解放戦線、これから、亡命をいたしました赤軍のメンバーがアラブに来ることを歓迎するといふ趣旨の声明が出ております。それから昨年の暮れに若松ブロードクシオンで製作いたしました赤軍……これは現地のアラブ解放戦線のルポルタージュでございす、ちゃんと題名を失念い

ます。その後のあの事件以来、赤軍派が世界的な拠点をつくるために、盛んにパスポートを集めるに入手をしておつた、こういう情報が入つておつたわけですね。これは当局も知っているだろうと思ひます。その点について「よど号」事件以来、そういう情報が入つておる中で、いわゆる当局としてはどういふ手を打たれてきたのか、その点ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○上林繁次郎君　そうしますと、いまのお話ですと、いま私が申し上げたように、「よど号」のハイジャック事件以来、赤軍派がいわゆる海外の拠点づくりのためにバスポートを入手しているという、そういう情報は当局としては全然わからなかったと、こういうことですね。いまのお話ですと、その点どうなんでしょうか、全然わからなかったということなのか。

○上林繁次郎君 こういった問題をこれから起こしてはならないのですけれども、そのためのいわゆる責任ある立場といえますか、当局はそういう立場になろうと思います。そこで、これからの対策というものが一番大きな問題になってくると、こう思います。そこでこの問題は、これから調査

○説明員（丸山昂君） 結局私どものほうで、赤軍
ないしはそのほかの最近の警視庁管内で検挙いた
しましたいわゆる黒ヘル集団グループというよう
なもの、こういうものがたくさんあるわけでござ
いまして、こういうものについての動きを十分に
把握をして、できるだけ未然に防止をしていく
ということが理想的なやり方だと思うわけでござ
います。しかし、現実にはなかなか多くの困難
を伴いますので、私どもとしてはできるだけそう
いう措置をとってまいりたい、こう思っております。

それからこれは申し上げるまでもないことでございしますが、旅券法によりますと、長期五年以上の刑を犯した罪によって逮捕状その他が出ておる者についてのみ拒否権があるということとございまして、輕易な犯罪については旅券を交付をせざるを得ない仕組みになっておるのでございます。

私どもはそういった、はっきり国内において犯罪が行なわれておるといことが察知されれば、これについて逮捕状を得て事件を進め得るわけでございませう。また、それが海外に逃亡するという場合には、旅券の発給を差しとめていただけると、こういうことでございませうが、現実国内で犯罪を犯さず、外に行つてやるということになりますと、なかなかその点については事前に押えるという点についてかなりむずかしい点が實際問題として起きるのではないかと、いふふうに考えております。いづれにいたしましても、現行法をフルに活用いたしまして、また外務当局とも密接な連絡をいたしまして、できるだけこういった事態の再発を防止するように努力をいたしたいと思つております。

○委員長(玉置猛夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、交通行政等の当面の諸問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉原一雄君　私は、いま相模原に兵器関係の補

給廠があるわけですが、そこと横須賀の間を米軍の戦車ないし裝申車等が縦横に往来をいたしてゐる問題について、道路の管理監督の立場から建設省、第二点は、交通秩序の確立の立場から警察庁、そしてそうした問題を越えた大きな外交的な問題、いわゆる安保、行政協定等の問題をめぐつて外務省当局に質問を続けたいと思います。

場所が場所だけに私の質問の最初の発想は、四十七年度の交通安全施策に関する計画、一般交通白書とともにいたいたわけであります、その

中で特に交通秩序の確立の問題、これはお出しになったのはそちら側でありますから、私から申し上げるまでもないわけですが、私も「適正かつ効果的な交通指導取締りの実施」、「どのように道路環境その他の外的条件が整備されても、運転者等一人一人の交通ルールの遵守がなくては交通事故の減少は期せられない。無免許運転、飲酒運転、著しい速度違反、他車線へのはみ出し、追越違反、その他交通秩序をみだす故意犯の無謀運転および妨害性の高い駐車違反等交通事故に直結する違反行為の取締りならば」云々ということで、その点は重点的に取り締まりをするということが高くうたわれておるわけです。その観点で、冒頭申し上げましたアメリカの戦車並びに装甲車の往來の問題についてでありますが、ゆうべの毎日新聞の夕刊であったかと思うのであります。が、「三十日夜から三十一日未明にかけて六回にわたり兵員輸送車、コンテナ車を積んだ大型トレーラー二十七両が搬出された。」しかも、その周辺をめぐって、日本社会党相模原総支部員、学生等が、「ベトナムに戦車を送るな」ということをスローガンにしながら、激しい抵抗運動を展開していることが伝えられているわけです。

そこで、まず建設省にお伺いいたしますが、伺うところによると、四月一日から車両制限政令がよりきびしくなったかのように伺っているわけですから、その際、その制限令によって、国道使用の車両の制限ですね、重量の問題、あるいは幅とか高さとか、奥行きの問題等が明確な数字をもって規定されていると思いますが、まずそれを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋國一 郎君) 車両制限令がこの四月一日から強化されることになりましたたわけでございますけれども、車両制限令の従来基準として定めておりますのは、高さにおきます限度は三メートル五十でございます。それから重量につきましては二十トン、それから長さにつきましては十二メートルがその限度になっておりますが、実を申し上げますと、車両制限令そのものは従来から

あつたわけでございますけれども、実際なかなかこれをこういふいまの基準を越える車両が、実は道路管理者の認定を受ける必要があつたわけでございますけれども、これを守る率が非常に悪くて、二九〇程度しか調査の結果によりますと、守っておりませんので、あと七割近くが基準を守らずに走行しておつたような実情でございましたので、このために発生する大型車両による死傷事故、あるいは道路の大規模な損傷等が続出したためにこの四月一日からさらに強化することになりました、ただいまの認定というものを今度は許可ということに改めまして、しかも従来は直罰方式じゃございましてしたけれども、今度は直罰方式に改めるなどの強化をいたしまして、そういうことと、警察とも十分連絡をとりまして、こういう違反者を摘発するような諸施策をとることにいたしましたために、従来の制限を若干緩和いたしましたります。たとえば高さの三メートル五十の限度を三メートル八十、これは世界的に大体三メートル八十まで許可されておりますので、日本の実情から申しまして、トンネルあるいは橋などが危険なところがあるかどうかを全部チェックしたわけでございますが、やや中央部を走りますと、十分だじょうぶでございしますので、こういうことから三メートル八十にしております。それから重量につきましても、二十トンを限度といたしましたけれども、二十七トンまで、ただしこれは建設省令で定めますが、車軸間隔等によりまして変わるわけでございますけれども、二十七トンまでは許可できるようにしております。それから、高速自動車国道におきましては、三十四トンまで許可する。それから長さにつきましては、高速自動車国道におきましては、セミトレーラー、十六・五メートルの長さになっておりますが、これを許可するという方針を立てまして、四月一日から一斉にスタートしている現状でございます。

○杉原一雄君　これは建設省道路局からいただいているわけですが、これは昭和三十六年の七月十七日でありますから、きわめて古いわけですね。

確認いたしますけれども、重量が三十七年度は総重量二十トン、いま二十七トンです。それから高さが三・八メートルとこれに書いてあるんですが、しかし、いまの局長の説明だと三・八メートルに緩和したという表現だったが、それはどうなっているのですか。

○政府委員(高橋国一郎君) 従来、高さの限度は三・五メートルでございましたが、この四月一日から三・八メートルに緩和いたしました。

○杉原一雄君 これ違っているんですか。おたくからきのうもらったばかりで、インクの臭いがするぐらいなんです。

○政府委員(高橋国一郎君) それは間違っていないと思いますが……。

○杉原一雄君 こんなおかしいものをもらっても困るんですが……。

○政府委員(高橋国一郎君) 先生のところへ提出いたしましたのは、改正後のものが書いてござい

ます。

○杉原一雄君 これは役所の文書ですか。これはおたくからもらったんですよ、きのう。そんなことはどうでもいいんですけれども、しかし、正確にしてください。そうしないとほくのきょうの立論の根拠が失われてしまいますから、きょうは一番大切な重量です。重量は二十七トンでございまして、そこで、いまさきに例をあげました戦車の場合ですね。これは高橋局長幾らだとお聞きですか。

○政府委員(高橋国一郎君) 詳しいことは存じませんが、聞いていますところでは四十トンをはるかに超えていると聞いております。

○杉原一雄君 そういうことじゃ困るのですがね。聞くところによると、電話かけて聞けばすぐわかるわけですから、東京で聞いてもわかるのです。内閣調査室に行ってお聞きになったらすぐわかります。まあ別にあなたに恥かかせようとは思わぬけれども、少なくとも国道を管理している立場から見ても、どういふしろものが横須賀から相模原まで走っているかということ

的確につかんでくださいよ、しかも私はきょう問題を提起をしているのですから。

この内閣調査室の資料によりますと、このM戦車です。48A2が重武装をした状態のときは十萬五千ポンド、つまり四十六・七トン、軽武装の場合は九萬八千ポンド、四十四・五トン、これは内閣調査室の資料によって私は言っているわけですから、局長が先ほど申しました緩和されて二十七トンですか、緩和された二十七トン、つまり四月一日以後の制限令よりはるかに越えているという事実が明らかであると思うのです。そうしますと、そうしたことももうおわかりだと思ひますが、四月一日からきょうに二十七トンとしまして

それ以前はもっときびしいわけですから、だからそういう点を配慮しながら国道の管理をなさっておいでになるそのち側のほうで、こうしたことについてまず四月一日から、いままででもようござい

ますから、これをどういふ立場で走らせておいてになるのか。端的にいえばなせ許可をなさったのか。先ほどおっしゃったように、直罰方式だとか

なるとか言っておられました。きびしい取り締まりをなさっていないのか。国道管理の立場からひとつその見解を、ないし今日までおとりになった措置を明確にしてほしいと思ひます。

○政府委員(高橋国一郎君) わが国の車につきましては、これは法律の定めるところによりまして、ただいまの限度を越えるものにつきましては、特殊の、これは通称特認と言っておりますが、特殊の許可をとりますというところ、たとえば荷重が二十

七トン以上の車でも通行できるようにあります。これは夜間走行するとか、前後に見はりをつけるとか、あるいは橋を補強するとか、いろいろなことをそういう指示をした場合に特別に通行できるようになっております。ただしこれはわが国の車

両につきましては通常の意味での道路法の適用があるとは言えませんが、これまでの間、道路管理者の許可を申請するというようなことがなく通行しているのが実情でございます。

○杉原一雄君 それちょっと驚きなんですけれども、そういうことを今後ともずっとお認めになるわけですか。私は第一次大戦、第二次大戦の経験者ですから、戦争状況の場合にはいうことはある程度私たちが理解できますが、いま日本は平時の状態です。そういう状態で二トンか三トンのオーバーステートという問題とは違ふのじゃありませんか。届け出なくともいいわけですね。そのことはいまよくも高橋局長申しましたように国道十六号線でしょう、これはたしか。こういうところにつきましても先ほど例外規定として届け出をするということなんだけれども、事実には後ほど警察庁にもお伺いしますが、届け出はしていない。いま局長はしなくてもよろしいとおっしゃった。そこで特に国道八王子事務所、あるいは国道横浜事務所、これは現地で確認してありませんが、現地の先ほど申し上げた相模原社会党総支部、あるいは私の同僚であります参議院議員竹田四郎君から調査の結果を報告いただいたのでございまして、全然届け出はない、こういうことです。だから局長のおっしゃったとおりです。ただ問題は届けなくて

もよろしいということが、これは国道を守るあなたの立場、あとで警察庁の見解を求めますが、あなたの立場として正しいのですか、妥当なのですか。また、何らかの努力を今後ともしようとしておられるのか、その辺のところをまず一応はつきり聞かしてください。あなたの答弁でいま私たちが耳を疑っているんです。

○政府委員(高橋国一郎君) 道路の構造を保全いたしまして、それから道路の円滑なる交通を確保する道路管理者の義務がございまして。そういうことから申しまして、たとえば制限をオーバーステートである外国の車であらうと好ましいことではございませぬ。おっしゃるとおり、われわれとい

たしましては憂慮しているところでございまして、日本の自衛隊の車につきましては、道路法じゃ一応適用の除外にはなっておりますが、事前に連絡し、こちらからの指示をいたしまして、それに従っ

て自衛隊の重車両は通っておりますのでございまして、実質的にはこちらの許可を受けたと同様な措置をとっておりますのでございまして、願わくは、米軍の車両についてもそういう措置をとるのが最も適当かというようにわれわれは考えております。

○杉原一雄君 今度の、いま例にあげてる場合は戦車そのものがあそこをキャタピラで走っていくのじゃないらしいのです。トレーラーの上に載っけていくわけですね。キャタピラの場合でも制限令があるわけでしょう。それはどういふ制限令がありますか。それをちょっとお聞きしておきたいと思ひます。キャタピラで道路をひっかいて行く場合、舗装が破壊されますね。

○政府委員(高橋国一郎君) キャタピラで交通することとを定めるような制限令は実はございせんが、実質的に道路管理者はキャタピラでそのま

ま舗装の上を走ることには許可してございせん。制限令には書いてございせんが、許可してござい

せん。

○杉原一雄君 制限令にないというのは、ほんとにないんですか。私はいまうとめくっていきひまはありますが、あるはずですよ。キャタピラ舗装を傷をつけることのないような、何とかという除外例があるはずだけれども、キャタピラのやつが、そういう特に戦車のごとき大物は困るようなことになるんじゃないかと私判断します、法の解釈上。なかなか道路局長きわめて寛大でおいでになりますけれども、そういうことで道路の補修なり管理ができるかどうか、私はまずまずもって疑問を感ずるようになりましたが、幸か不幸かこの戦車はトレーラーに載せて運んでおります。ところが、トレーラーに載せるといふことになつと、次の問題が起ります。トレーラーのみ

ずからの重みと戦車の重みとプラスしますと、これはばく大な重量になります。そうなりますと、また今度は次の問題になっていく。でありますから、これは自衛隊は別だ、米軍だから別だ、こ

ういうことについてもっとはつきりした見解を申し

ますかね、解釈だけの問題ではないと思ひますが、何か自衛隊と建設省との取りかわした覚え書きみたいなもの、そういうものを明示されないと私ら納得できません。その辺のところははっきりしてゐるんですか。

○政府委員(高橋国一郎君) 先ほども御説明いたしましたように、日本の自衛隊につきましても、車両制限令の許可は免除されております。特認をされておりますので、免除されておりますので、届け出れば足るようになってます。ただし、実際は防衛庁の官房長と道路局長との覚え書きを交換いたしまして、それによってあらかじめ道路管理者に通知することになってます。それに従ひまして道路管理者としては橋の補強を命じたり、あるいは通過するときの方法、つまり一両ずつ間隔を置いて通過せよとか、そういうようなごまかい指示をいたしまして、それに従つて自衛隊は道路を通行しているのが実情でございます。

○杉原一雄君 いまの場合ですね、局長、最後のところ、届け出があれば……か、に、国道にかかつている一番強い橋は何トンでもだいじょうぶだ、といひますか、それと一番弱い橋、具体的に言つて、横須賀から向こうまでに行く間に幾つか橋梁があるんですが、その橋梁は、Aはこれだけ、Bはこれだけという資料はないでしようけれども、だいじょうぶだという強さですね、弱さ、限度ですね。これひとつ、きょうは無理かな、わかつたら聞かしてはし。

それから、先ほど言つたように、四十六・七プラス・トレラーの重さですから、これはたいへんな重さです。こういうものが十六号線上の橋梁の上を走っているわけですから、それこそ人命尊重の立場からいっても非常に危険な状態をかもし出しているとは判断します。それでもなおかつ建設省は大名行列のようにお通りあそばせと、そういう柔軟な姿勢を今後ともとるかどうか。これもう一度、腹を据えて局長答えてもらひたい。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいまの御指摘のように、超重量車が通過しているようでござい

ますが、私も詳しくはまだ調べておりませんが、たしか橋は六つあるように聞いております。国道十六号線に。その橋について、ただいま通過したとすれば、荷重に耐えたことになると思ひますが、耐えたこと自身が必ずしも好ましいことではありません。それによつて耐用年数が短くなる可能性が非常に強いと思ひます。われわれとしましては、そういう車両の通過については、十分これは検討しなければならぬだろうというふうに考へております。ただ、先ほど申し上げましたように、現在の道路法におきましては、米軍の車両を規制する方法はございません。したがひまして、外務省当局とも十分相談いたしまして、今後車両の通行について協議したいというふうに考へております。

○杉原一雄君 それでは次に、交通取り締まりの側、先ほど冒頭に申し上げたように、交通秩序の確立に全力を尽くして、日夜を分かたず御苦労なさつておる交通取り締まり当局にお聞きします。ここで、いまさら道交法の第一条を引っぱり出して聞く必要はないと思ふんですが、ただいまの建設省とのやりとりの中で、きわめて明確であります。でありますから、警察当局——現場では相模原警察署であります。これは三十、三十一日、御苦労にも社会党员や学生を取り締まるのに一生懸命であります。それは別として、その警察署は、この戦車等の通行することについて当面取り締まりの任務に当たつておるわけでありまして、しかし、いまほど局長が申し上げたような事情でございまして、こうした点を万々承知の上で、どうぞお通りあそばせと云つて、これを見送り迎えておられるのかどうか。警察取り締まり当局のこの問題に対する今日までとつてきた処置、経過を明らかにしてはしと思ひます。

○説明員(池田達雄君) 御質問の車の運送の件でございまして、私も、交通秩序の確立という立場から、道交法の違反につきましては十分処置してまいるつもりでございまして、現実に、大体一例を申し上げますと、五月二十五日、二十六日、二十七日、いずれも夜間に通行しているようでござ

います。その間に、信号無視その他の道交法違反の行為があつたんじゃないか、こういうような通告等もございしたもので、所轄の署におきましてその点を現在調査いたしまして、その結果、やはり交通秩序を守るためには、夜間であつても当然交通法規を守つてもらわなければならぬというところでございまして、米軍関係につきましては、二十七日に関係の業者、それから三十日には、警察本部長名をもちまして、交通指導課長並びに所轄の署長から米軍のほうへ警告を申し入れてございまして、なお、外務省のほうにおきましても相当の措置をされたというふうに聞いております。したがひまして、道路の秩序維持につきましては、私どものほうも万全を期してまいりたいと思ひます。ただ、いま御質問の重量車両の件につきましては、これは道路法の関係がございまして、一般的な制限がございまして、それからそのほかに、先ほど道路局長のほうからの答弁がございまして、特認の制度というものがございまして、その制度全体に米軍関係の乗るか乗らないかの問題は別として、第一、次的には道路管理者のほうでの判断を待ちまして、警察としましてはなるべく措置を講ずべきであらうと、こういうふうな考へております。

○杉原一雄君 普通はこれはアメリカの車とかそういうことになる、あなた方はやはり普通の民間の車だと重量チェックをやりますね。先ほどの制限令にありますが、おとろ長さと高さと幅とかそういう制限もかなりきびしいはずですが、ある程度お見のしただいていられるような点もあるようですが。しかし、いまのような場合は、そういう重量の問題ではきわめて大きな二十何トンが四月一日から緩和されて二十七トンですか、それまでは二十トンであつたんです。いま通つていられるのは三倍です、トレラーとともに。そういう重量をはるかに越えたものを相模原警察署、出先ですが、出先はこれをチェックしてないという事実は明らかであります。でありますから、その点はいま課長は警告書を外務当局なりそれぞれに出した

とおつしやつたのですが、五月二十七日ですか、警告書出したのは。

○説明員(池田達雄君) 本部長名の文書をもちましての申し入れは五月の三十日というふうに聞いております。

○杉原一雄君 そうすると、きのうの夕刊、毎日の夕刊によると、三十日から三十一日にまた動いてゐるわけですか。で、警告をどう外務省がそれを受けてどう処理するかということ、これはあなた方の責任じゃございせんから、いま外務省の方のお見えになっておられますので事情をまた聞くわけですが、とにかく警察当局としては交通秩序の確立の観点から、いま道路局長のような寛大な考へ方ではなしに、やはり交通事故をなくするという観点から重量、高さ、幅、長さの問題についても、これは私品物を、いわゆる物を、アメリカ軍、自衛隊というだけではないにきびしくこれを取り締まつていくという態度は変わりないということ、少なくとも五月三十日の警告書を発した時点から受け取つていのかどうか、その点を明確にお聞きして、それからあとの問題になるわけですが、その点はどうか、警告書を出した時点からあなた方はいままでの取り締まりをより強化するというふうな受け取つていのかどうか、その辺のところ、いま条約局長に話を移す場合に大きなポイントになりますから、明確に警察庁言明してください。

○説明員(池田達雄君) 先ほど来申し上げましたように、私どものほうは、道路交通の秩序という観点でございまして、道交法違反につきまして申し入れをしていただいております。したがひまして、道路法違反のほうにつきましては、私どものほうももちろんこれは順守してもらわなければ困るわけでございますけれども、その前の手続きといたしまして、絶対禁止でございせん、先ほど御説明ございましたように、相対禁止の形になつてゐる点がございまして、まず道路管理者のほうの御判断をまちましてその上で措置を考へたい、こういうふうな考へております。

○杉原一雄君 条約局長おいては御苦勞さまで、御多忙のところ。実は先ほどから道路局長にお伺いしたりいろいろ建設省の立場あるいは、これは現物です、写真であります、こういうものをトレーラーに載せて国道十六号線を通って走っているんですね、これが。私はきょう安保の問題とか平和、戦争の問題を論じようとは思いません。ただ交通秩序を確立するという観点から、道路保全の立場から道路局長にお伺いしたところが、それは重量の面では二十七トンだと、四月一日からだ。しかし、自衛隊と米軍に関する限りはということで、かなり寛大な答弁をいただいておりますので、私は国民の一人として、その辺のところはまず論理的にもそれから具体的な交通秩序を守る観点から許しがたいことだと思えます。

そこで、日本とアメリカの関係でございますから、そうした面にタッチしておられる条約局長でございまして、それは双方の間に取組みがあるのだらう。おそらく秘密協定じゃないと思えますからね、その内容等を御説明いただくことは容易でないと思えますけれども簡単にその点だけにしぼって一体どういうことでそういう乱暴者が国道十六号線を大手を振って通っているかということ、少なくとも沿線の者、また問題を提起している私に納得のするような角度で御答弁をいただきたいと思えます。

○政府委員(高島益郎君) ただいまアメリカ局長が隣の委員会に出席しておりますので、私直接の所管ではございませんけれども、かわりに答弁させていただきます。

先生御指摘の、米軍の車輛によりましてわが国の交通法規の違反につきましては、非常に問題を外務省といたしまして重大視いたしまして、五月三十日、米大使館に対して、このような事態に對しわがほう法令の尊重方を強く申し入れました。米側も今後このようなことはしないということとを約束したというふうに承っております。

米軍といたしましては、地位協定上当然わが国

の法令を一般に尊重する義務を持っている。これは地位協定第十六条にございまして、そのような観点から、わが国の法令を逐一的におさめるというわけではございせんけれども、このような場合には当然尊重する義務という観点から、いろいろ随時こういう事態があった場合には米側に対して申し入れを、矯正方を求めるということとは可能であると考えます。

○杉原一雄君 そうしますと、三十日の警告を受けたその時点で米軍とも十分話をつけて、結果的には自後このような乱暴者が十六号線なりあるいは日本の国道の上をキャタピラを動かしながら、六トンのものが通らないということがはつきりしたわけですね。その点もう一べん御迷惑ですけれども、確認していただきたいと思えます。

○政府委員(高島益郎君) わがほうが米大使館に對しまして申し入れたいたしましたのは、米軍によりまして道路法の無視と申しますか、道交法の違反につきましても注意を喚起し、自後そのようなことがないようにということをお願いしたというところでございまして。

○杉原一雄君 その答弁は私ちょっと、予算委員会からあなた方を信用せぬことにしているのが、かね、何か非常に意味がありそうな答弁ですが、どういうことですか。道交法違反はやらない、道路法なり道路制限法はまかり通るとそういう意味ですか。

なぜそんなことをあらためて条約局長ともあるものが法理論を、そういう片寄せた形でものを言うのですか。私はもうあなたの方の顔を見るときつもうそつきみたいな気がしてしかたがない。失言になって申しわけないけれども、吉野局長もそうでしょう、あんな大きなベテンにかけたんですから。

○政府委員(高島益郎君) 私のことは少し十分でございましてけれども、わがほうに申し入れましたのは、一時停止の無視とか、それから信号無視とかそういうことにつきまして注意を喚気

し、自後そのようなことがないようにということをお願いしたというふうに承っております。

○杉原一雄君 だからますますそういうことはだめなことですよ。私が言っているのは、道路法なり道路制限法等に触れるところの重さの問題とかそういうことをいまま言っているわけですが、その点はやむを得ないという考え方、いや、それは密約があるのだということなのか。密約でない、もつとはつきりしたものがあつたのだ、行政協定、次の次元の何かがあるのだというならその法規定を示してくださいよ。国民に明らかにしてください。そうせんと今後無用の紛争が起るんじゃないか。

○政府委員(高島益郎君) 私の承知するところ、この重量制限、先生の御指摘の重量制限につきましては、日米間に、特別の取りきめがないということだそうでございます。

○杉原一雄君 そうすると、高橋局長ね、先ほどあなたはここのほうに何かけたを預けたんですが、特別の取りきめがないんだと言っているんですから、局長はばりばりとやらないで。罰則規定はあるんですから、規定では五万円以下の罰金です。痛くもかゆくもないでしょうから。どうなんですか。ひとつこれをはつきりしてください。ここの高橋さんのほうははいじょうぶなんだ、ここのほうは……。

○政府委員(高橋国一郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、米軍につきましては、道路法の適用はされておられませんので、そういう面におきましては現行道路法では罰することはできないことになっております。ただし、米軍といえども日本の国内法規を守る義務があると思っておりますので、これにつきましては外務省を通して厳重に抗議を申し込みたいと思っております。

○杉原一雄君 あまりのときさの私の質問であつたので、申しわけないんですが、局長の答弁並びに条約局長の答弁等では若干の違いがあると私は判断しますし、どうも私自身も納得できません。でありますから、それぞれの省内で大臣を中心と

して御検討いただいて、午後引き続きこの委員会がございまして、それぞれの大臣から、出ていただいて、いま申し上げた問題ははつきりしていただきますから、それを確認、御答弁をいただきたい。こういうふうに委員長お願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長(玉置猛夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起していただきます。

本件に対する調査はこの程度にとどめます。

○委員長(玉置猛夫君) 公有地の拡大の推進に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原房雄君 公有地の拡大の推進に関する法律は、同僚委員からいろいろな角度から質疑がなされてまいりましたので、なるべく重複は避けながら御質問したいと思えます。

時間もあまりないので、何点かにしぼりながらお聞きするわけでございしますが、まず最初に、土地問題といたしまして、今日私がここで長々申し述べるまでもなく、土地の問題につきましましては、今日非常に大きな問題としていろいろな角度から議論がなされております。また逐次この土地問題に対する制度というものにつきましても対策を講じられてきているわけですが、この法律案にありますように、公有地の拡大ということにつきましては、ますますこの地価の高騰とともに、公有地拡大の推進が困難になる状況の中にあるわけでありまして、しかし、また一方におきましては、公有地の拡大がどうしても進めなきゃならないという時代の必要性というものもあるわけでございます。そのような観点から、今日この法律案が出されたと思うのでございますが、最初にお聞きしたいことは、この限られた日本の国土をいかに利用するかという土地利用計画、これがはつきり

しなければならぬ、こう思うわけでございませうけれども、この土地利用計画のことについて、政府として基本的にこれをどのようにお考えになつていらっしゃるのかという基本的な問題をちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 国土全体の土地利用を定める法律といたしましては、国土総合開発法に基づき各種の、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、特定地域総合開発計画というふうなものの中に土地利用を定めるということになつております。しかし、この国土総合開発法に基づきます土地利用といふのは、いわばマスタープランでございまして、現実の土地利用を拘束する法的な拘束力を持つておりません。現在、法的な拘束力を持ちます土地利用計画と申しますものは、都市計画法に基づきます市街化区域、市街化調整区域の制度でございまして、このいわゆる線引きに基づきましては、全国の対象市町村の約九三%程度が現在線引きが終つております。で、線引きがなされますと、今度市街化区域の中についてこまかい用途地域の指定になつております。各公共団体においてその手続をいま進めていくということでございます。

○藤原房雄君 この地価の高騰の原因といふものはいろいろ考えられておられますが、特には最近の著しい高騰につきましては、ほんとうに早く対策を講じなければならぬということである。いろいろ議論もされておりますし、検討もなされておられますが、その問題につきましても、これは当委員会の問題でございせんので、また後日いろいろな点についてお聞きしたいと思ひますが、それとしまして土地利用計画といふものがマスタープラン、それが早急に計画を立てられて、特に公共的なものにつきますと、後手後手にならない対策といふものを早急に講じなければならぬ、これは私がここで云々するまでもないことだと思ひます。

次は、そういうことからいたしまして、現在あ

ります公有地、また国有地、こういう問題について少しお聞きしたいと思ひますのでありますけれども、この法律案の第四章の附則のところに、第二十四条で、「国は、公有地の拡大を促進するため、地方公共団体による土地の取得が円滑に行なわれるように必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」といふ、このようないん規定がございまして、国有地または国の関係機関、公社とか公団とか、そういうところの所有する土地等についても十分に配慮するよう規定がございまして、上からいまして今度の法律案が出された趣旨、これは十分私どもとするわけでありまして、この上からいまして忘れてはならないのは、国有地、それからまた、国の関係機関の土地利用というところ、これは高度に利用しなければならぬ、こう思うわけでありまして、そういう観点からお聞きするわけでありまして、国有地または公有地の管理とか処分、これについて政府としてはどのように考えていらっしゃるのか、基本的な問題だけについてございまして、大蔵、自治両省からこの基本的な考え方について伺いたいと思ひます。

○説明員(柴田耕一君) 御説明申し上げます。国有財産の管理、処分の基本方針につきましては、御承知のように、戦後膨大な旧軍用財産でありまして、財産税物納に伴います財産でございまして、とか、こういったものが戦後産業の、経済の復興、あるいは民生の安定といったことに寄与してまいつたわけでございまして、しかしながら、三十五年ごろになつて、かなり国有地も減少してまいつた。で、三十八、九年ごろに至りまして、民間への払い下げといふことは極力抑制する、そのうして、公用、公共用に重点を置いていく、とりわけ社会福祉的な面に優先していくといったような運用上の努力もいたし、関連の法制事務も行なわれてまいつたわけであります。ますます最近の、先生御指摘のような社会情勢の変化に伴いま

して、大蔵省といたしましても、先般国有財産の中央審議会の先生方に諮問いたしました。去る三月十日に、残り少なくなつた国有財産の有効、適切な運用方針について御答申をいただいたわけでございまして、その答申を踏まえまして、私どもは今後とも公共、公用優先、あるいは社会福祉優先といったことに重点を置いてまいります。ととも、その土地の規模でございまして、環境、立地条件等から見まして、民間等へ処分せざるを得ない、それがその土地の最有利利用であるといった判断が下されます場合においても、極力交換で広い土地を受けていくといったような配慮をいたしまして、その場合は有利譲渡と称しまして三割増しで受けておるわけでございまして、そういう配慮をいたしまして、極力公共、公用優先というところで、今後ともまいりたいと思ひます。なお、この答申に盛り込んであります一つの事柄といたしましては、たとえば市街地内にございまして国有地を公園緑地に地方公共団体へ無償貸し付けする場

合におきまして、その処理の効果が波及的にその都市の他の地域に及ぼしますように、その地方公共団体に対する無償貸し付けの附帯条件といたしまして、その地方公共団体が有しておられる他の地域における公有地、あるいは買収地を、おおむね同程度の見合いの公有地を同じく公園にいたしたくといふような附帯条件を、極力当該都道府県と折衝していくといふようなことではないかといたしまして、たとえば百の公園を無償貸し付けをいたします場合に、結果として二百の公園がございまして、そういう附帯条件をいたしますと、あるいは国有地を住宅施設に減額売り払いをいたします場合におきましても、できるだけ高層の住宅を建てるといふことにはいたしまして、オープンスペース、グリーンベルトをつくつていただくといふようなことを附帯条件にいたしますとか、あるいは既成市街地にある老朽、低層の公営住宅を立地化して、そこにオープンスペースを設けていただくことを附帯条件にいたしますとか、そういう仕組まとい

いますか、これもまたわけておるわけでござい

ます。まあ、そうして、公用、公共優先ということと、その処分にあたりましては、都市の再開発に関連づけていくこととやうてまいりたいと思ひます。

○政府委員(菅川進夫君) 自治省といたしまして、国有地の利用にあたりましては、なるべく地方公共の用、あるいは公用に利用していただきたい、こういう角度で努力してまいりました。今後ともそういう方針で努力を続けてまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 いま大蔵省のほうから、国有財産中央審議会のお話があったが、この答申を受けて、この答申を尊重していくという、このようないまお話がございまして、答申にはいまお話がありましたようなことが大體柱になつて、今後のあり方といたしまして、これはほんとうに大事なことだと思ひますので、この実現方を一日も早くお願いしておきたいわけでござい

ます。次に、自治省にお伺いしますが、現在、大蔵かみな話で申しわけないのですけれども、地方公共団体が所有している公有地ですね。おおよそどれくらいあるのか。しかも、その中に市街化区域内にある土地はどれくらいになりますか、つかんでおりましたらこれをちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(立田清士君) 地方団体が現在所有しております土地でございまして、土地の範囲が非常に広いわけでございまして、いろいろの土地がございまして。と申しますのは、一つは現に山林とか、公園とか、そういうふうなところで保有している土地のほか道路とか、あるいは河川とか、港湾とかいろいろございまして、そのうち私どものほうでわかつておるものは、いわゆる地方公共団体が直接行政目的に使つておるもの、あるいはまた土地として現在持つておるもの、が、多少大蔵の数字で申し上げますと、資料といたしましては平方メートルでございまして、ちよつと単位が大きくなりますので、多少まとめてヘクタールで申し上げさせていただきますと、大體約三十一万ヘクタール、それから、市町

村が約百六十一万ヘクタール、合わせまして合計で百九十二万ヘクタールという数字になるだろうかと思います。なお、この数字の中には御承知のとおり、毎年度いろいろ道路の事業もやっておりますし、河川事業もやっておりますので、正確に申し上げますと、この数字には道路とか、河川とか、あるいは、港湾関係のそういう土地自身は除かれて数字でございます。

○藤原房雄君 それから林野庁の方にちょっと伺いたいのでありますが、現在国有林で市街化区域内にある面積ですね、これはおよそどれくらいになっておるのか。それから大蔵省から先ほど国有財産中央審議会のお話ございましたけれども、林野庁においても同じように国有林の払い下げについては積極的だというお話を聞いておるのですね、これを伺いたいと思います。

○説明員(降旗正安君) 市街化区域内の国有林野につきましては、四十七年五月一日現在で三百四十五ヘクタールでございます。内訳といたしましては、林地が百七十九ヘクタール、貯木場が七十ヘクタール、苗畑が五十六ヘクタール、不要存置、これは企業用財産としての用途を廃止いたしました、普通財産になったもの、これが四十ヘクタール、計三百四十五ヘクタールでございます。この市街化区域内、あるいはその他の区域内の国有林野を含めまして、多目的、あるいは林地でありまして、都市公園といったような権利の移転等につきましては、これは国有林野法の八条に、国が積極的に推進すべき活用の種類といたしまして、公用、公共用及び公益事業用の活用が規定されております。林野庁といたしましては、土地利用の変化の趨勢に際しまして、土地利用の高度化をはかるという見地から積極的に国有林の活用をはかってまいりたい、かように考えております。

○藤原房雄君 最近の報道するところによりますと、林野庁で、不要存置ですね、これは三月と四月ですか、各営林署でさがして、そうしていろいろ検討するというふうなことを聞いておるわけ

ありますけれども、この不要存置の売却ということにつきましては、現在どのようなお考えで検討なさっていらっしゃるのか、現状をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(降旗正安君) 先ほど御説明申し上げましたように、あくまでも公的な用途が優先であるという点が一つのポイントでございます。国有林を用途廃止して売り払う場合におきましても、長期的、総合的な地域の土地利用の動向、これを見定めまして、その上に立って、当該国有林の規模でございますとか、あるいは立地条件等十分勘案いたしまして、一方、地元の市町村、県等とは十分協議をいたしまして、都市計画あるいはその他の地元の計画に沿った上で、用途廃止、売り払いの手続をとっていききたい、そのように考えております。それから、ものによりましては、一般の民間への公売というような場合もございますけれども、その場合におきましても、原則といたしましては、直接の需要があれば用途指定、それに伴いまして連約金の徴収あるいは買戻しの特約、そういったような条件を付しまして公売を行なうていきたいというふうに考えております。あくまでも処分の主体といたしましては、先ほども申し上げましたような公用、公共用及び公益事業用を主体にやっていきたい、そのように考えております。

○藤原房雄君 同じことを大蔵省にも伺いするわけですが、現在国有地、しかもその中の未利用地がどのくらいあるか。しかも、その中で市街化区域内にある土地ですね、それは大蔵省、これはきちっとつかんでいらっしゃると思いますので、あらあらその数的なものを聞きたいと思っております。さらにこの答申の中にありますが、行政財産の使用状況を調査し、非効率使用と認められる土地等の検討をせよというような答申が出ておりますけれども、これについて、大蔵省としてどうお考えになって、何かまた素案等をお考えになっていらっしゃるか、答申に対しての大蔵省の考え方等についてお聞きしたいと思

○説明員(柴田耕一君) 御説明申し上げます。

大蔵省所管の普通財産につきましては、数字の上ではかなり膨大になるわけでございます。数字で申し上げますと、十億一千六百二十三万三千平米という累計でございますが、これは御承知のように、ほとんど池沼、原野等がございまして、宅地または宅地見込み地という形でわれわれが一件別に各財務局財務部で押えておりますものを集計いたします数字は、現在のところ三千十五万八千平米というものが主要未利用地の全体でございます。この中で、すでに転用計画が策定されておりますものがございまして、それを差し引いた今後転用可能なもの、つまり利用計画がいまま策定されていないものが千七百七十八万三千平米という形でございます。これは、宅地または宅地見込み地以外の未利用地も含めました未利用地全体が一億六千九百六十七万七千平米でございます。この未利用地全体、山林、原野等を含めました未利用地全体に対する比率で見ますと、今後転用可能な未利用地の比率は約六六程度という形になっておるわけでございます。

それから行政財産、国が公用の目的のために使っております庁舎等の行政財産につきましては、先ほどちょっと申し落としましたわけでございますが、中央審議会の答申の中にも盛られております、今後とも計画的に当面四十七年度の監査計画に重点的に取り上げておるわけでございますが、重点的に既成市街地を計画的に役所の行政財産につきまして監査あるいは実地検査等といったことにつきまして関係省庁と十分協議を重ねて、そしてできるだけ話し合いにより、合理的にオープンスペースを生み出し、それを普通財産として大蔵省に引き継いでいただくという努力をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 いま、大蔵省にいたしましたもそれから林野庁にいたしましたも、けっこうな答弁があったわけでありすけれども、いずれにしま

しても、時の流れといたしまして、公用地の拡大という、これはどうしても必要なことであります。それに伴いまして、国有地の払い下げとか国の関係機関の所有地を払い下げるとか、こういうことについては積極的な姿勢というものがいままお話があったわけでありすけれども、しかし、この事の重大なことにかんがみまして、自治大臣にお聞きするわけでありす、これは各省にまたがっておることでございますが、自治省だけできることでもございせんし、各省のいろいろな言い分もあり、いろいろな立場もあつてのことでございますので、そしてまた国土の高度利用ということに大事な目的の上に立っているわけでございますので、これは閣議等におきまして十分に各関係大臣と話し合いがなされなければならない、このように思うわけでありす、この間について、閣議等におきまして、こういう問題についての話し合いというものが十分になされておるかどうかが、また、今後そういうお考えがあるのかどうか、その点についてちょっと大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡海元三郎君) 土地利用の問題等を含めまして地価対策関係協議会等でも話し合いがされ、その一環として出てまいりましたのが今回の公有地の法案でございますので、そういった際には、十分閣議におきまして話をする機会もあり、話をさせていただいておるというのが現況でございます。閣議の席は大体、具体的にきまりました法律案とか、そのものを閣議決定するといった際に初めてその問題に触れてくるのでございますが、関係関係会議という席でその問題を話し合います際には、その会議の席上で十分それらの点を話し合ひまして、ただいま申されましたような趣旨で、土地を最も有効に利用するように閣議等でも各省協力してその目的達成のためにつとめるといふ姿で懇談させていただき、自治大臣としても、自治大臣の立場においてお話をさせていただいておるということでありす。

○藤原房雄君 ちょっと具体的な問題になります

ちよつと公社としても困りますということです。その間実は民間からも申し入れがあったのですが、市のほうから話があったので市のほうを優先するというところで持っておつて、最近もう少し待ってくれば何とか市のほうも予算の目鼻がつくからというお話があったので、これは遠からずそういう方向で解決するのではないかと思つております。

○藤原房雄君　いま御答弁があったような姿ならば、私は何もここでこういうことを言わないのですけれども、現実二、三年前も地元からも連絡があったわけでございますが、これもやはり地方財政のいろんな事情によつて話がなかなかつかなかったのかも知れません。しかし、きょう公の席ではつきりお話があったわけでありますから、間違ひなく進むだろうと思つてございます。

それから国鉄関係にいたしまして、これはいま国鉄運賃の値上げの問題にからみまして、財産処分のことについてもいろいろ議論されております。これは私の生まれ故郷なのでよくわかるんですが、これは私の生れども、北海道の小樽、それからまた室蘭とか、こういうところは昔石炭の積み出しやなんかで相当な大きな土地が、施設があったわけでありまして、現在ではもう石炭産業は御存じのとおりでございまして、使われてない。非常に大きな面積がそこにあつて、現在何年も使用されてないという、こういうこと、そして市としましてこの広大な土地の利用というものについては真剣に考えておまして、いろいろ折衝してもなかなか話し合ひがつかないという、こういう現実の問題があるわけですね。この小樽の場合には十一万平方メートルというんですから、この土地が市で有効に利用できるならば、これは市としては新しい発展の道も開けるだろうと思つておる。利用目的についてもいろいろ検討されておるわけですが、この小樽とか室蘭とか、こういうところの国鉄用地の問題については、これどうなつておりますか。

○説明員(藤原良男君)　先生の御質問にお答えい

たします。

小樽につきましては、先生の御指摘のとおり、昨年の九月で石炭輸送を全面的に停止いたしました。したがって、小樽の港についての国鉄の用地四十六万平方メートルのうち、先生の御指摘の十一万平方メートルは現時点ではあてはまりません。昭和四十六年の二月に小樽市長から小樽港の整備五カ年計画について協議がございました。これは主としていまの国鉄の岸壁の前に地続きで埠頭を造成しようというものでございまして、地続きに工事を進めていかどうかの協議がございました。その後四十六年の四月にあわせまして後背地、国鉄の用地ですが、地続きの用地になる後背地の売却について、使用承認について申し入れがございました。私のほうは、したがって石炭輸送が四十六年の九月までございましたので、九月まで使いましめて、その後、現在鋭意小樽市と協議を進めております。そのうち小樽市の設計協議の中で、若竹木材埠頭それから若竹公共埠頭、勝納公共埠頭、この三つ地続きの埠頭の計画がございまして、若竹木材埠頭につきましては、私どものほうの今後の事業計画がございまして、話し合いがございまして、現在小樽市と工事につきまして協議が成立いたしました。進めております。なお、若竹地区の後背地につきましての売却につきましては、使用承認をしております。建物がございまして、その処置方について小樽市と協議がございましたので、近くこれの使用承認についても小樽市に回答する予定でございます。なお、若竹公共埠頭及び勝納公共埠頭につきましては、現在引き続き協議をしておりますが、後背地の有効利用とおっしゃいます。現在、石炭の積み出しはやめました。荷役設備に膨大な機械がございまして、ガントリークレーンとかミューラーとかカーダンパーというふうな非常に大きな設備がございまして、この設備を取っ払いますとさう地になりませんので、この処分方を私どもの部内で検討いたしております。また、公共埠頭での臨海鉄道というふうな問題も小樽市のほうから協議が来ておりますので、その

辺の協議を進めました上で処置していきたい、かように考えております。

それから室蘭につきましては、先生の御指摘のとおり、石炭輸送がなくなりましてから相当の用地がございまして、現在、室蘭市から特にその利用計画の申請がございせん。しかし、そのような意向のある旨は聞いておりますので、今後室蘭市のほうと鋭意接合いたしまして、公共用の国鉄の不用地につきましては、処分方を地元の御利益になるように、前向きで検討していきたい、かように考えております。

○藤原房雄君 国鉄当局の現状、長々私話をする気持ちはありませんけれども、いま積極的なお話がありました。すなわち、どうかまた地元の要望等、十分勘案いたしまして着実に進めたいと思っております。これは一二の例でありまして、やはり国鉄というのは、駅またはかりに貨物にしまして、町のやはり中心というか、一番いいところが大体利用されておるわけでありまして、こういう時代の大きな変化とともに未利用地があるということ、それは、国鉄の現在使用していないというところは、即ち地方公共団体に利用しては非常に有効に利用したいという意向で結ばれると、こういうことでございまして、どうかひとつ、いま御発言ございましたけれども、十分御検討いただきたいと思います。

次に、若干条文についてお聞きしたいと思います。第四條の一項の一号の都市計画施設の用地予定地所有者は届け出るということになっております。市街化区域内に所在する土地で次に掲げるもの「云々」とありますが、現在一応線引きがなされて、市街化区域という、また市街化調整区域、農業振興地域という、こういうふうになっておるわけでありまして、一方、都市計画法によりまして、一号の「都市計画施設による土地区画整理事業」云々とありますが、本法では「市街化区域内」云々と、こういうふうに限定されておるわけでありまして、将来の方向といえますか、地価の高騰やまたいろいろなことを考えま

すと、公共施設の今後のあり方等を考えますと、市街化区域内にやなくて、やはり都市計画区域内という大きな範囲でものを考えたほうがよいのではないかと、こういう考えがするわけでありまして、そのほうが現状に合った考え方ではないか。しかし、このたびは市街化区域内と、こうなっておりますわけでありまして、この辺についてはどのような考えでございましょうか。

○政府委員（小林忠雄君） 市街化区域は、法律によりまして、十年間以内に計画的、優先的に市街化をはかるべきところである。したがって、その市街化区域内については、道路、公園、下水道並びに義務教育施設の位置については必ず都市計画決定をしろということになっております。で、これらの市街化区域内に決定いたします都市施設を整備いたしますだけでも、現在推定しておりますところでも二、三十兆くらいの投資になるわけでございます。なかなかその財源のめどというものが達成がむずかしい点がございまして、したがって、当面はこの市街化区域の中の道路、公園等の都市施設の整備に今後十年間は重点を置いてまいりたいと思っております。この法律におきましても、先買いは市街化区域内に限ったわけでございます。一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ということになっておりますので、積極的に都市施設をいたしますと、市街化の条件が整うわけがございまして、原則として都市施設は公共団体は計画的には整備をしないというたてまえになっておりますので、この法律が公共施設用地、公共用地の先行取得ということをおもな目的にしておりますので、現在のところは市街化調整区域について先買いをすることは考えておらないわけがございまして、しかし、市街化区域がだんだん開発が進みまして、それで十分でないというところで市街化調整区域の中で特別許可によりまして開発をするという状態が非常に進んでまいりました場合に、これを民間だけにまかしておくと、いうことが適当でない場合もあるいは出てくるかもしれない、そういう場合におきましては市街

化調整区域にまで、先買いを進めるか、あるいはそういうところを市街化区域に積極的に編入をして施設計画を立てて先買いをしていく、こういういずれかの方法に将来はあるいはなるんじゃないか。しかし、この当分の間は、市街化区域の中だけで財源的に申しまして手一ぱいでございまして、また、法律の趣旨から申しまして公共団体が進んで調整区域の開発をするということは法の精神に反しますので、当分の間は市街化区域の中について先買いをやってみようかと考えております。

○藤原房雄君 それは法のたてまえからいえばさうなんですけれども、現実、現在のこの土地の高騰、そしてまた諸条件を勘案いたしますと必ず地方自治体ではどうしようもないときが来るような気もいたします。時代の推移とともにひとつよくこういう点を見定めていただいて、後手後手になつて公共事業が進まないというふうなことがないようにその点については十分にひとつやっていたきたい。また、この法律自体も非常に規制力がないわけでありまして、いろいろ自治省といたしまして四十七年から五十一年の五年間の三十三万ヘクタールですか、いろいろ検討なさっているようでありまして、この法律ができて、これがほんとうに地方自治体の望むような公有地というものが確保できるかどうか、そういうことについても一つの疑問があるわけでありまして、これも、時間もありませんので、その点についてはまた次の機会にいたしたいと思います。

次は、五月十五日に沖繩もいよいよ本土復帰いたしました。沖繩県となったわけでありまして、これまでこの沖繩の問題につきましては、いままでも日本の施政権の及ぶところではなかったというところもございまして、公有地の問題につきましても現在どこまで掌握なさっているのか。それから、それから非常に巨額資本が沖繩には入っております。現在もう手のつけられないような状態になっておるといふことも報じられておりますけれども、沖繩の公有地の実態、それに関連する問題についてお聞

という、それはどうしてもいろいろな途中の経過によってこういう使用目的が変更されなければならぬというところが実際あるわけですね。この六条と九条の関係、目的の変更、代替地の問題、この間について基本的などう考えていられしやるのか、今後の問題として基本的なことをしっかり聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 第六条で届け出がありまして、その六条の規定によって買い取りの協議に入ります際には、第一項の規定によりまして買い取り目的を示して協議に入る、これは代替地についても同様でございます。そのように先買いたした土地について、その後、使用目的が変わつてきて、公園の予定で買ったが、実はその後の事情で学校をつくらなければならないというところで、小学校の用地に転用するというようなこともある得るわけでございます。そこで、第九条の第一項におきまして、そこに掲げた各号の事業の間においてはある程度の彼此融通が認められるというように解しております。しかし、ここに掲げておりません以外のもの、いわゆる公共以外の目的に使うというものは法律的に許されないといいことになっております。

○藤原房雄君 これは使用目的が公園だったのが学校になったというんです、これはあまり問題ないかもしれませんが、極端な話が屎尿処理場とか、地域住民として非常に好ましくないからざるものに変更になったという場合にはやはり問題が起きてくると思ひます。こういうことからいまして、この条文の上からいって、いまお話しありましたけれども、地域住民との十分な話し合いというものがなければ、やはり将来に問題を残すんじゃないかと、こういうことを非常に懸念するわけでありまして、私は何も変更してはならぬということを言っておるわけではありませぬけれども、現実に即したこういう地域住民との問題ですね、こういうようなことも十分に考慮に入れてこういう問題については検討しなければならぬんじゃないかと、そういうことを痛切に感ずるわけ

であります。その間についてちょっと御説明願ひたい。

○政府委員(小林忠雄君) 建築基準法によりまして、たゞいま御指摘がございましたような屎尿処理場でございますとか、汚物処理場でございますとか、そういうような特殊な施設につきましては、原則としてその土地等を都市計画で定めておく、きめなければいけないということになっておりますから、買つておいた土地を黙って転用するというようなことは実際問題としては、あまり法律的にはあり得ないのではないかとと思ひます。

○藤原房雄君 極端な一つの例をあげたわけでありまして、非常に閑静なところであつたところに学校が来たということ、そのほかいろいろなことが考えられると思ひますけれども、これは現実にはそういうことがあるわけなんです、十分に地域の発展のために供されるような方向というものを十分に勘案しなければならぬということをおいしておるわけですね。大体以上のことについてお伺ひしました。

時間もありませんので、次に移りますが、公営企業金融公庫法の一部改正ということであります、いままで地方公共団体以外には貸し付けなかつたそのワケを、今度は、一部改正によりまして、地方道路公社に貸し付けることになつたという、この時代の変遷によりまして、事業の形態というものは非常に多角的になっておりまして、公営企業のあり方等につきましてもいろいろ議論されておりますが、今後こういう公営企業金融公庫というものが、いままでのワケから大きく対象を広げていく方向に進むのかどうかという、これを基本的な考え方をひとつお聞きしたいと思ひます。

それからもう一つは、金融公庫の現場の方にいろいろお聞きしますと、お金を借りるときの手続上の問題でありますけれども、非常に地方自治体としては自治大臣にたくさん書類を提出する。許可を受けて再びまた同じようなものを金融公庫のほうに出すということで、手続上たいへんな二重

にも三重にも手数がかるんだということをよく言うわけでありませぬけれども、この手続上の問題についても簡素化というものははかれないのかどうかということ、最後にこの二点だけお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(森岡敏君) 御指摘のように、公営企業金融公庫は、地方公共団体が行ないます公営企業に対して融資をすることを基本的な目的として設立されておるわけでありませぬ。今回追加しました地方道路公社は、県営で有料道路を実施しております、それと全く同じ仕事を公社という形で実施をするわけでございますので、県営有料道路について、もちろん公営企業金融公庫から融資をいたしておりますので、それとのバランスから考えましても、これは当然公庫から融資をしてしかるべきものであるという考え方で、融資対象に加えたものでございませぬ。土地開発公社につきましては、御質疑の中で出てまいっておりますように、地方公共団体も土地開発基金、あるいは公共用地先行取得債、あるいは、各事業債を活用いたしまして、先行取得ないしは必要な公共用地の取得をいたしておりますけれども、しかし、それだけでは、さらにもう広い広範な意味での公共用地の先行取得があり得ないということ、いわば地方公共団体の分身として公社を設立する。それによって先行取得を幅広く行なつていくということになつたわけでございます。それに対する融資を公庫が行なう、これまた公営企業に対する融資とはほぼ同じような観点から、融資対象の拡大をはかつていくというところだと思ひます。今後一体どういうことになつていくかということでございますが、まあ、いろいろの形の公社がこのほかに出てくるのかどうかということにつきましては、それほど確たる見通しはできませんけれども、おおむね住宅社、それから土地確保公社、道路については道路公社、それから土地確保公社については土地開発公社というものがだんだんできてまいっておりますが、当分はこういうふうなことで別の公社がまた新たに出てくるということは予想することはないの

じゃないかという感じはいたしております。そういう意味合いで、本法案でお願いをいたしておりますような融資対象の拡大をもつて、当分進んでいくということではなからうかと思ひます。それから公営企業金融公庫の融資の手続の問題でございますが、いままで地方公共団体の融資をいたします場合には、御承知のような地方債の許可手続を経まして、地方公共団体に対して政府が許可をいたします、それについて融資をするということでございます。許可手続についてはできるだけ複雑な手続を避けるということで、鋭意簡素化に努力いたしてまいっております。同時に地方債の許可がありましたものについては、公庫は審査はいたしません。ほんの簡素な融資手続だけで融資をするということに進んでまいっております。しかし、なお必要に応じて地方債の許可手続及び公庫の融資手続には、できるだけ簡素化の努力を続けてまいりたい、かように思ひます。

それから、新たに融資対象に加えて、公社の融資につきましては、これは地方債の許可手続はございませぬ。公社公庫自体の融資手続だけでございませぬ。地方道路公社につきましては、御承知のように、有料道路の認可、あるいは道路特別会計の無利子貸し付けというような制度もございませぬので、それを踏まえまして、簡素な手続で措置をいたすことが可能だと思ひます。土地開発公社につきましても、これから初めて出てくる問題でございます。その融資手続につきましては、繰り返して申し上げますように、できるだけ簡素な措置がとれるように努力してまいりたい、かように思ひます。

○委員長(玉置猛夫君) 両案に対する本日の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。
午後零時四十七分休憩

午後二時五分開会
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから、地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小谷守君 地方公務員災害補償法の改正案につきまして、二、三の御質問を申し上げたいと存じます。

先般この改正案の趣旨につきましては、大臣から懇切な御説明があったわけでございますが、第一に、この遺族補償年金というものを一つとらえて考えてみましても、今日のような物価の高騰の続く情勢におきましては、やはり物価にスライドさせるというシステムを取り入れる必要があったのではなからうか。自動スライド制の例としましては、民間におきまして労働災害補償保険法等におきましてもこれを取り入れておるわけであります。なぜこれを取り上げにならなかったのでしょうか。特に六十三国会、四十五年五月三十一日のようにありますけれども、前回この法律の改正の際に国会におきましても、附帯決議がついておるはずであります。その附帯決議の要旨は、労働災害補償保険法に準じて、これを実施することについて、配慮が願わしいという趣旨の附帯決議のようでありました。こういうことがついておるのに、今回取り上げにならなかったという点について、疑義を感じますが、いかがでございますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 現在の物価またはこれに伴う給与の上昇等の状況と比べまして御趣旨まことにございまして存じます。政府におきましても附帯決議もございましたので、検討を重ねておるところでございますが、スライド制につきましては他の公的年金の関連もありまして、公的年金制度調整連絡会議で検討を重ねておりますが、公務員の場合、恩給法等の関連もございまして、まだ結論を出すに至っておりません。そのような関連から今回これを改正することができなかったものでございますが、引き続き検討し至急に結論を得たいと思っております。しかし、実際の運営上はただいま御指摘になりました民間の労働保険に準じましてスライド制で実施して支給をいたして

おると、運営の面におきましては労災とはほほ似たような運営ができておると、かように私も聞いておりますのですが、法的な面におきましては、まだ完備しておりませんが、他の年金と合わせまして一日も早く法的措置も講ずるようにはいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○小谷守君 今回の改正によりまして対象となる職員の範囲としましては「警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるもの」と規定しておるのでありますが、この政令の内容についてはどういう御用意がございましょうか。

○政府委員(林忠雄君) 現在政令で予定しておりますのは警察と消防の職員のほかに麻薬取締員、それから常勤の消防団員というのがございまして、この二つを合わせて政令で指定する予定でございます。

○小谷守君 たとえば教職員が生徒を引率しておる際に事故にあったとか、あるいはまた最近見かける姿でございますが、小学校の前なんかで朝の登校、午後の下校、こういう登下校の際に雑踏の中で教職員が幼い子供たちの安全のために整理に当たっておりますが、非常に危険が私には多いように思っております。こういう点については対象にならぬのかどうか。また、そういう際に起きた事故に対して補償額に大きな差がつくことは納得いたしがたいと思うのでありますが、こういう点についての御配慮はいかがでございますか。

○政府委員(林忠雄君) 御指摘のようなことは前の衆議院の審議でも御指摘を受けたわけでございまして、さしあたりと申しますか、当面最も職責上危険が多いものの代表的なものとして警察職員と消防職員が、本来職責上高度な危険が予測されるにかならず、職務としてそれに取り組まなければならぬという立場のものに対してこういう措置をとることにはいたしたわけでございます。したがって、いま御指摘の学校の先生の、自分の受け持った生徒への問題とか、あるいは学校の前の交通整理の問題とか、それぞれ危険は伴う、あるいはその場に即して飛び込むということが心情的にも十分あり得ることはよくわかるのでございまして、けれども、同じようにたとえば非常災害——台風とか洪水のような場合にこれらの職種を問わず町役場の職員は率先して出ていくということもございまいし、それらのものも合わせて今後の問題として研究したい。それらはまた職種によって民間の労災との調整も必要でございますし、さしあたり職種としての高度な危険があるものというものに今回は限定したわけでございまして、引き続きそういう範囲についてはなお研究を続けてまいりたいと存じます。

○小谷守君 たとえば府県の一般行政職員でありまして、爆発物、危険物の検査をする職員がございまして、たとえば最近でございまして事故の多いプロパンガスの問題とかいろいろあります。私はこういうのは当然対象にお考えになる範疇の職種ではなからうかと思っておりますが、この点についての御配慮はどうですか。

○政府委員(林忠雄君) いろいろの御判断、お考えであると存じますけれども、いま御設例に出されましたたとえば危険物の検査という場合でも、それは検査の手順として十分安全を確認して、検査そのものが安全であるべき手順その他がございまして、それでございまして、今回取り上げましたのは警察と消防という、現に凶器を持っておりまして犯人を逮捕する、あるいは燃えさかっている火の中に職務として飛び込まなければならぬという、仕事そのものが高度の危険にさらされておるといふことで、危険の度合いと申しますか、その他についても性質上や差があるのではないかと存じます。いずれにせよ、危険な職務を安心してやれるようにという範囲は常々必要だと存じます。あるいは公務災害補償全体のレベルアップの問題等も勘案し、あるいはいまの御指摘のような職種につきましては民間の労災との均衡も勘案して、公務災害補償全体のレベルアップということは今後も引き続き努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○小谷守君 四十六条に関連すると思いますが、「その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、云々」という規定に相なっておりますが、私はこの判断、この認定、この審査の方法を明確にいたしませんというところ、たいへん公正を欠く事例が出てくるのではなからうかと考えておりますが、そういう点についての御配慮はいかがでございますか。

○政府委員(林忠雄君) この法律の四十六条を受けまして政令で対象職種を限定すると同時に、それからこれに当たるとき、どういう職務であるかという職務の内容も一応統一的に書くわけでございまして、そして具体的に犠牲が出た場合にこの特殊公務災害に当たるかどうかということについては、手続として、それぞれ府県の支部で二応認定をする、公務災害についての認定は支部がするわけでございましてけれども、この特殊公務に際してはそれを全部中央に上げて、統一に、全国的に不公平のないように統一認定をするという運用方法を現在考えております。

○小谷守君 政令で定める率を百分の五十とした根拠はどういうことでございましょうか。

また、補償の種類には療養補償、休業補償、葬祭補償等がありますが、これを除外したのはどういう理由でございましょうか。

○政府委員(林忠雄君) 百分の五十といたしたものは、算定根拠と申しますと、これは遺族のたとえ典型的な例を申し上げますと、本人と妻と子供が二人という四大家族であった場合でございまして、もしその事故が起きますと前と同じ生活を維持するためには、本人がたとえなくなるといいますと、あと三人でもって四分の三の生活費がかかる、この機械的に一定割り出しまして、現在の公務災害補償は遺族が三人の場合に百分の五十と定めております。これを五割アップいたしますと百分の七十五となりまして、ちょうど前四人で生活していた分の四分の三の額が補償される。言ってみれば、その事故が起る前と同じ生活程度を保障するというような算定の基礎に立ってお

と聞いております。

それから二つ目の、補償の種類でございますが、まず休業補償につきましては、今回対象になられる方がみんな常勤の職員でございますので、公務で休まれる場合、あるいは公務災害で休まれる場合、その給料はほとんど補償されておりますのでこれ以上これを積み上げる理由はないと考えたこと、それから療養補償と葬祭補償、これは実費弁償的なものでございまして、療養に金がかかったものだけは補償するけれども、特殊公務災害といつてそれ以上に補償する理由がないし、葬祭補償もい

わば実費弁償で、葬祭にかかる費用を実費で補償するという性質のものでございまして、これを増額する理由がない。そこで遺族補償とそれから障害の二つに限ったわけでございまして。

○小谷守君 そこで、警察と消防の場合ですね、過去の公務災害の状況、とりわけ特殊災害の認定及び件数はどのくらいございましたか。過去二、三年の推移をひとつお示しを願いたいと思

います。

○政府委員(浅沼清太郎君) 警察官の公務災害の状況でございますが、昭和四十六年度の件数は現在集計中でございますので若干推測が入りますが、これを含めまして申し上げますと、四十四年度の公務災害の総件数が、死亡が三十八人、負傷が一万四千八百八十人、四十五年度は死亡が四十六人、負傷が一万一千九百九十六人、四十六年度は死亡が四十八人、負傷が一万三千二十八人というところであります、この負傷した者のうち障害を残す者は、四十四年度百七十四人、四十五年度は二百二十九人、四十六年度は、見込みでござい

ますが、二百七十人ということになります。これらのうちに、今回特殊公務災害ということをお認めいただきました場合に、この特殊災害に該当すると思われま

すのが、四十四年度は死亡者百七十八人中の四十六人、傷害を受けて残す者百七十四人中の四十六人、四十五年度は死亡四十六人中の十三人、障害を残す者二百二十九人のうち十六人、また四十六年度は集計中でございますが、五

月末現在で死亡四十八人のうち十七名、障害二百七十人のうち三十四人ぐら

い。大体、死亡の場合、三分の一、障害を残す者の場合五分の一程度がこの特殊公務災害に該当するということになります。

○政府委員(山田滋君) 消防関係について申し上げますが、御存じのように、消防吏員の関係、消防団員の関係でございますが、消防吏員は直接今回の法律の適用を受けるわけでございまして、団員につきましては、この法が制定いたしました時

におきまして、政令で同様な基準を定めまして、各市町村の条例で行なわ

せるというふうな措置をとる予定でござい

ますが、過去の実績を申し上げますと、職員

の関係、消防吏員の関係でござい

ますが、四十四年度は総数におきまして、死亡十四、障害関係が四十、合計で五十四名。このうち特殊公務に当たると思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

ますが、死亡が六名、障害が六名、合計十二名。四十五年度は死亡が九名、そのうち特殊公務と思われ

うなためらいもございましょう。しかし、ちよつと手をかすことによつて一命を取りとめる例も多いと思ふんです。やはりそういうことについての善意というものを大切にしていかなきゃならぬと思ふんであります。

私は、昭和四十二年だと思ひますが、兵庫県におきまして、これは少し自慢話になつて恐縮であります。私が実は提起をして実らせた条例がございまして、それは交通事故負傷者搬送協力報償制度というものでございまして、交通事故による負傷者に手をかしてくれた皆さんに対しては、一件について、負傷の度合いにもよりますが、受けた被害の、たとえば血だらけのけが人を車に乗せて病院に運んだという場合にはシートもよごれたりいたしますが、それについては最高五千円で、軽微なものについては一件千円ということにございまして、そういうランクをつけて、いま実施を、四十二年十一月以来実施をしております。大体、調べてみますと、年間これに要する経費五百万。これは県単独のものでございまして、そして一年間にこの報償金を支給します件数は大体二千件程度でございまして、これを兵庫県で始めましてから、全国の各府県でかなりこれに類することをやっておられるようであります。

私は、これはもう今日、国が制度として取り上げるべき段階ではなからうか、こういう気持ちが出てやりました例をひとつ十分御検討を願つて、ぜひこれは取り上げていただきたい。一体どこが主管であらうか、私は役所のセクトがよくわかりませんけれども、まあ救急業務の一端であるとするならば消防庁等でお考え願ふべきものではなからうか。また、総理府の交通安全対策室等においてもこういう問題は御検討願ひたいと思ひ、警察当局においてもぜひひとつ御検討願ひたい。いますぐにというわけではありせんけれども、なるべく早い機会に、大臣、国の制度としてひとつ実現に御努力願ひたいと思ふんであります。いかがでございませうか。

○國務大臣(渡海元三郎君) 私もそのような条例が県にありますこと、お聞きするのは初めてでございまして、ごもつともな御意見であらうと思ひます。

各県も実施しておられるところが相当ふえてきたということにございまして、いずれにいたしましても、交通取り締まりの任に当たる警察の主管するほうがよいかどうか、いろいろなこともあらうと思ひますが、これらの制度が自治体が行なうほうがよいという立場に立ちますときは、それらの条例が制度化されるような姿で各県に行き渡るように指導するとともに、それに伴う財源措置等も制度的に裏づけることによつて、国の制度と同じような姿で全国的に実施されるのではないかと、かように考えます。

また、国のほうで行なうほうがよいかどうか、十分検討をさせていただきまして、いずれにいたしましても、そのような制度の運営を、実施しておられる実態をよくお聞きいたしまして、よき方向に全国的に統一されるように検討させていただきます。かように思つております。

○政府委員(須藤博忠君) お答え申し上げます。先生が御出身の兵庫県では、四十二年にこういう制度を始められました。現在では、大体全国的に見てみますと、約二十ばかりの県において、この制度を実施しておられるという状況でございまして、まあ負傷された方を搬送するといふ非常に奉仕的な行為、これを報償金で奨励されるというところについて、いろいろ負傷の状態による搬送の可否とか、いろいろ応急手当とか、いろいろ問題はあつたとは思ひますが、しかしながら、率直に申し上げますと、好ましい制度であるというところは言えると思ひます。そういうことから、われわれといたしましては、関係省庁とも十分相談いたしまして、法制化の問題については、今後検討することになつたと思ひます。

○説明員(池田達雄君) 御指摘の報償制度につきましては、先ほど室長のほうからの答弁がございましたように、二十県余りで実施されておりますが、その実態でございまして、大体県のほうの安全対策室で予算をお取りになっておられるところもございまして、中には、一部、警察の予算として取られておられるところもあるようでございまして、しかし、現実の執行の段階になりますと、交通事故を扱っておりますのが警察でございまして、警察のほうで実際の執行をやつてくれという依頼を受けて、執行しておられるところが大部分のように聞いております。いずれにいたしましても、警察といたしましては、そういう御協力をいただきました方につきましては、何らかの形でそういった報償の制度があるというところは望ましいことと考えておりますので、関係の省庁ともよく検討させていただきます。かように思つております。

○上林繁次郎君 すでに小谷委員からいろいろお尋ねがありましたので、余つた部分だけをお尋ねしてみたいと思ひます。

まず最初に、対象となる職務は、「犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務」ということになつてゐる。こういうことなんです。その「政令」という政令の内容がですね、これについてひとつお答えを願ひたいんです。

○政府委員(林忠雄君) いま政令で定めることを予定しておりますものを申し上げたいと思ひます。これは職務の種類ごとに定めるつもりでございまして、まず、警察官につきまして、イ、ロ、ハと三項目考えております。イは、犯罪の捜査、犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは護送または犯罪の制止。それから、ロが地震、火災、風水害、爆発、その他異常な自然現象の際等における被害の発生を防衛または被害の拡大の防止。それから、ハが天災時等における人命の救助。警察官については、こう考えております。

それから消防吏員と、政令で定めることを予定しております常勤の消防団員、この職種につきましては、イ、ロと二つ予定しております。イが地震、火災、風水害、爆発、その他異常な自然現象の際等における被害の発生を防衛または被害の拡大の防止。それから、ロが天災時等における人命の救助。これを考えております。

命の救助。これを考えております。

それから、政令で指定を予定しております麻薬取締員、この麻薬取締員に関しては、犯罪の捜査または犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは護送。これを考えております。

○上林繁次郎君 この法案によりますと、特に警察官とそれから消防吏員、こういう範囲が非常に狭められてゐる。それともう一つは、同じ警察官であっても、あるいは同じ消防吏員であっても、いわゆる被害の状況によつて、災害の状況といたしまして、その状態によつてこの適用を受けられない、こういう問題も出てくる、こういうことだと思ひますが、そこで具体的な例をあげてお尋ねをしてみたいと思ふのでございます。たとえばいま交通問題はこれはたいへんな問題になつてゐるわけですから、いわゆる交通巡査が無謀なドライバーの運転によつて、そして交通整理中に生命を失つた、こういうようなケースもあるわけですが、また今後もあるというところは当然予測ができるわけですが、こういう場合どのように考えておられるか、その点についてひとつ。

○政府委員(林忠雄君) 今回の措置は御承知のとおり、警察及び消防と、その職種でも職務の中に高度の危険があらかじめ予測される、しかも危険が予測されるにもかかわらず、職責としてその任務に飛び込んでいってやらなければならぬ、そういう場合に限定する。そこで、公務災害のうちの特例な部分だけを特殊公務災害として割り増しをしようという制度でございまして、ただいまおあげになりました例につきましては、一般に交通取り締まりというのは高度な危険がそれほど大きく予測されておるものではないという考えに立ちまして、一般的な交通取り締まりの途中の事故というものは大体入らないと考えておるわけでございます。ただ、その職務の態様いかんによつて個々の具体的な事件が起つた場合に認定をいたすわけでございますから、態様いかんによつては政令で定める基準でよろしいと、これは入るといふケースがあるわけですが、もちろんあると存じます。

が、一般的な交通事故というのは現在入らないと考えております。

○上林繁次郎君 そうしますと、いまのお話ですと、交通整理中になくなった警官、そういう問題も法令によって場合によってはこの法律の適用を受ける、そういうケースも出てくるであらうと、こういうふうな受けとめてよろしいですか。

○政府委員(浅沼清太郎君) ただいま先生おっしゃったように、一般的に交通整理をしておりましてダンブカー等の無謀操縦にぶつけられたというような災害の場合には、一般論として今回の特殊公務の適用はまず無理ではないかというふうに考えます。ただ、最近そういうようなケースが多いのですが、白バイで違反者を追跡しているというように、たまたま無謀なダンブカー等にひつかけてたけがをする、あるいは不幸な場合には殉職するというようなケースが多いわけですが、いま公務員部長の言われましたようにケース・バイ・ケースでございませうけれども、一般的に非常な危険な状態があつて、その危険な状態をおかしながらあえて職務を執行することによって災害を受けるという場合に適用があるというふうに私は考えております。

○上林繁次郎君 その辺のところ論議しますといろいろあると思うのですよ。たとえば交通整理という、いま交通問題というのはいへんな問題ですよ、これはもう命がけですからね、ですからそのいわゆる事故をなくするためにそういう危険な状態の中で整理をやるということは、もうそれ自体非常に危険な立場に置かれている、こういう考え方が持てると思うのです。ですからそういう意味からいへばあえて白バイが違反者を追っかけたという、そのときにけがをしたあるいは生命を失ったという、そういう場合は適用されて、実際にその事故防止のためあるいは混乱した交通事情というものを一般に整理するためあえて危険の中に飛び込んでその職務をする、それを別に考えなくちゃならないという考え方は私はおかしいじやないか、こう思うのですよ。ですからそういう意味でもっともこれは検討されていく問題がまだ十分に検討をし、そしてこれを拡大していくという考え方を待つべきじゃないか、こういうふうな思いわけですね。

それはまあそれとしまして、昨年の十二月の二十四日に新宿の追分交番で、クリスマススイブの夜ですね、クリスマスツリーに爆薬をしかけて、そしてたまたまそのツリーを保持しようとした瞬間に爆発した、そのときに何人かの方たちが、一般の方もそうだけれども、警官が何人かがされたのです。そのとき一番重傷であつた方、一応名前もわかつておりますけれども、その方のその後の状況というのはどういうふうになっておりますか。

○政府委員(浅沼清太郎君) いま手元に十分な資料がございませぬので、すぐ調べましてお答えいたしますが、まだ、あの事件では巡査長の人だけが入院されておまして、ほかのけがされた方はもう全部全快しておられますが、この警官だけがまだ入院治療中でございます。

○上林繁次郎君 そこでその状況を、どういうふうな状況になっておるのかというのを聞いたわけですから、それについては調査して答える、こういうことですからね、なぜこういふことを聞くかという、いわゆるこれらの、なるほど犯人追跡だとか被疑者だとかのこのことについては関係がないかもしれない、しかし、この当時は連合赤軍のいろいろな問題が生じていたという中で起きた事件ですね、ですからこういう方たちが再起不能になっておるというふうな場合も考えられるので一応お尋ねしたわけですが、そういう場合こういうケースですね、こういう場合にはどういうふうな考え方を、この法律にのっとってどういう考え方をされるかということですね、その点ひとつ。

○政府委員(浅沼清太郎君) ただいまのケースでございませうが、ただいまお話しございましたように、当時は連合赤軍と思われる一部の過激分子が非常に爆弾等を警察の施設にしかけてまして、方々でいろいろな爆発事故が起つておるといふ状況でございまして、警視庁といたしましても全警察署に指令を出しましてこの爆弾について厳重な警戒をするように、また異常なものは早急に発見をして処理をするようにという指示が出されておる状況のもとに於いての事件でございまして、私は当然この特殊公務に該当するものというふうに考えます。

○上林繁次郎君 で、一つ一つの具体的な例でわすらわしいかもしれませんが、先月の二十五日だと思つてすけれども、富山県で地下貯水槽の内部を塗装中その従業員三人がシンナー中毒にかつたわけですよ、それで、そこに警官がかけつけまして三人を救助したわけですよ、ところが力尽きましてその警官がいわゆる中毒になりましてそしてなくなつてしまつたわけですよ。こういう問題ですね、これはいわゆる人命救助です。こういうケースもこういう一つに限つたことではなくて、人命救助ということになりまして、いろいろなケースがあるだろうと思つてすけれども、これはごく卑近な例として取り上げてみたわけですが、けれども、こういったケースの問題があるわけですから、これらについてはどのような考え方をされるか。

○政府委員(浅沼清太郎君) ただいま御指摘のよう、このケースは有機溶剤が充満をいたしました、非常に危険な状況でございました。しかしながら、まだガスマスクとかそういうような器材が到着をしない。いち早く現場にかけつけたわけでございますけれども、しかし、器材の到着を待たずに中におる三人の人が非常にあぶないというので、この巡査長は非常な危険をおかして人命救助に当たつたということでございます、当然特殊公務災害であるというふうに私は考えております。

○上林繁次郎君 わかりました。そうしますと、地方公務員の公務災害の認定ですね、認定は現在

都道府県における基金の支部でもってこれを認定しておる、こういうことなんです、それから、まあいまでもあつたことなんだけれども、各県にそういう組織がある。当然その県によって判定、認定のしかたが私は違ふと思ふんですね。ですから、認定が違つたんでは、これは同じようなケースで災害を受けた、しかし、Aの県とBの県ではその認定のしかたが違つていたというふうな問題が私は起きてくるんじゃないかという心配があるわけですよ。そういう心配のために、これは心配をなくすために統一した運用基準、そういうものを私は確立をする必要があるんじゃないか、県まかせでなくて、こういうふうな考えるんですね、この点どうですか。

○政府委員(林忠雄君) 現在一次的に県の支部が認定をいたしますけれども、これに対しては補償基金の本部のほうから基準を流しまして、各県の認定がばらばらにならないように一応統一をとる。それからきつたケースでどちらに認定したらいいかどうかむずかしいという場合は、全部本部に問い合わせをするようにしております。本部のほうで全国の状況を見て、その間の認定の統一をはかつておる、こういう運用をしております。そこで今度でございます特殊公務災害につきましては、いまも御質疑その他でございましたように、いろいろボーダーラインという、きつたケースもあると存じますので、当分の間は、この特殊公務災害であるかどうかということについては、全部中央へ出させまして、中央で統一認定をしたい。先ほどのお話しのように、年間せいぜい二十件とか五十件とかそういう数が多いものではございませんので、しばらくの間は中央のほうで全部統一して認定をいたしまして、大体統一基準をつくつてまいりたい、そういうふうな配慮してまいりたいと思つております。

○上林繁次郎君 その点よくわかりました。で、いまのお話ですが、非常に私のお話は軽率だと思ふんです。あげ足をとるわけじゃないけれども、小谷委員にもお答えになつたわけですが、い

○政府委員(林忠雄君) ただいまの御指摘の点は十分心がけますけれども、実はいま二十件、五十件と言ったのは、過去この制度がない時代において起きた事故を、いま制度があったとして当てはめてそのくらしい数字が出ておるわけでございまして、実際にこの制度が出ますれば、今度は當事者としてはなるべく特殊公務災害に当ててやりたいという気持ちがあるけれども先に立ちますために、多少疑問があるようなものは全部問い合わせてくれ、その結果不公平におちいる心配はまずないというふうに考えております。そこで、實際そこで判定できるものが二十件であるかあるいは五十件であるか、数は相当ふえることは予想されますが、それにしても私が二十件と申し上げたのは、これが数千件になり数万件になって中央で処理するに困るという事務量ではないという意味のことでだけ申し上げたわけでございまして、こうなつたからといって二十件しか出てこないというふうに実は考えておるわけではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 いままで警察関係のお話をいろいろとお尋ねしたわけですが、先ほどお答

○政府委員(林忠雄君) この特殊公務災害の範囲をかりに将来の問題として広げるという場合に、一番先に出てくるのが、おそらく御指摘の災害時における公務、そういうことであらうと存じます。で、今回これを消防と警察だけにしぼった理由は、先ほど御答弁申し上げましたけれども、さしあたりと申しては何ですが、第一に職責として高度の危険が予測される状況のもとにもかかわらず、職務としてそこへ飛び込んでいかなければならないという職種を選んで一応こういう措置をとったわけでございます。したがって、その他のいろいろなケースにつきましては、民間の労災その他との均衡もあり、さらにこれを拡大していく方向ではありますけれども、将来いろいろ各省その他の調整が必要であるということであると存じます。で、

○上林繁次郎君 大臣にそのことについて一言。
○国務大臣(渡海元三郎君) 今回の改正につきま
しては、国家公務員に対する人事院の意見書等に
もありません、人事院の意見書の中に、今回職務
についていま申しましたような職を有しておる者
に限定する、しかも職務も縛って意見書が出てお
るものでございますから、これ等の均衡もござい
まして、地方公務員の災害補償法の改正に際しま
しても国家公務員の基準に合わしまして一応きめ
さしていただいておりますが、当然だいたいま事務
当局がお答え申しましたようなことは当然であろ
うと思っておりますので、いま公務を広げて今後これ

○政府委員(山田滋君) 消防団員独自の基金を持つておりますので、そちらへ入っております。

○上林繁次郎君 この法案によれば、警察と消防の関係ということなんで、特に消防団員というのの關係はもうこれは火災時において仕事の面からいけば、職務の内容からいけば、何ら私は変わりはない、といふことですね。当然この法案に出てくる目的、それと合致すると思うのです。ですからこの非常勤の消防団員に対する措置というものを当然私は考えるべきじゃないか、なぜそれを除いたのか、この点どういうふうにお考えになっておりますか。

をいたしまして——もう準備いたしておりますが、そういう条例措置で行なう予定でございます。

○上林繁次郎君　いわゆる障害補償の額が等級別に出ておりますね、平均給与額に本表に掲げる日数を乗するということなんです。こういうことなんですけれども、これによりますと、そういうことで結局給与の高い人はいわゆる必然にこれだけ高くなるわけですね。給与の低い人は、これは百分の五十にしても、アップしたとはいえども、これは非常に低くなる、こういうことになるのです。そこで先ほど小谷委員もこの法案の目的をお聞きになったかと思うのですが、いわゆるこののを

法律を改正する趣旨から言うならば、いわゆる高度の危険な状態、そういう中に飛び込んでやるわけですね。そういうように特別に目的があるわけですよ。特別な目的のもとにいわゆる消防吏員にしても警察職員にしても活動をする、こういう立場はいわゆる自分の生命をかけてそしてその一つの作業なら作業に飛び込んでいく、こういうことですね。この立場は私は何にも変わりはないと思うのです。自分の命をかけて、命に危険があるという、あるいはまたその将来その人が再起できないかもしれないという、そういう危険を考えた上でこのいわゆる法の改正というものはなされたと思うのです。そういう意味からいふならば、そういう立場からいふならば、私はそこには何らかの差別があるということはおかしいのじゃないか、こう思うのです。ですから、あえて——この等級はいいのですよ、等級それ自体は私はいいと思うのですよ、ただ問題は、この等級によって、その給与によって受ける補償額というものが変わってくるということ、その考え方が私はおかしいと思うのです。いわゆる特殊なケースなんです、命をかけるという、そして危険な状態に飛び込んでいく、それは上も下もありませんよ。ですから、そういう意味から言うならば、そういう差別のないような方法をとるべきじゃないか、そういう差別のない補償をすべきじゃないか、このことに関してはです。あえてこの法律を改正してこういうものをつくるというならば、そういう差別のない補償というものを考えるべきじゃないか、こういうふうに思うのですが、この点についての考え方はどうですか。

○政府委員(林忠雄君) もちろんこういう命をかけて飛び込むのは、それはとうとい人間性のみであって、上下の差別はないというお考えもよく理解できるわけですが、これを補償としてとらえます場合、その人がけがをしなかったら、あるいは死ななかったら将来得たであろう所得が失われた、それを償うという意味でござい

で、これはこの特殊公務災害のみならず、一般の公務災害の補償全部がそういう体系に立っておりまして、その上に特殊公務災害で率を増すという形をとりました以上、その方が現在給与が幾らであるかというようなことが当然算定の基礎になつておるわけでございます。今回はそういう補償というものを積み上げるという形でそういう方々の優遇措置を考えたわけでございますが、まあそれ以外にその行為が非常に他に模範であったとかいうようなことで論功行賞的な賞じつ金とかあるいは報償金というようものの制度ももちろんございます。そういう場合に十分にその人間の尊厳さというのを考えるのはもちろん筋だと思ひます。ただ補償というところでつかまえます場合には、どうしても補償理論がそういうことでござい

ますので、いま言ったような体系に乗せる、そういう形で御提案をいたした次第でございます。○上林繁次郎君 ですから、いままでのものの考え方からいへばそういうことになると思うのです。私はそう思います。だけれども、何回も言うようにだけれども、特別にいわゆる危険をおかしてこういう職務につくというところで、特別につくわけですからね。で、いわゆる生命を奪われた場合には、残った遺族の方々に對する補償というところになるわけですね。で、それは現在の時点で考えるならば、その職責の高い人は当然給与の高いということになる。だけれども、実際に生命をかけて、そしてこういう問題にぶつからんくちやならないという立場の人は、これからはやっぱり若い人たちが多くなるかと思ひます。ということは、将来有望な人たちだということ。この時点で考えるならば低いかもしれないけれども、将来を、長い将来を考えてみた場合、相当な立場に立つ人たちがたまたまいない。そのことを考えれば、遺族の人たちの立場からすれば、うちの、たとえば御主人なら御主人としまして、うちは、たとえ生きてい

らば、おそらく将来いよいよ有望であるというふうな、しかし、現在、現時点でもってこういうことになったので、補償のほうもこれしかいた

だけないのだ、こういうことになるのです。ですから若い人というのは、その遺族にとつても将来は長いわけですよ。そういうことも私は加味する必要があるだろうと思ひます。と同時に、そういう立場からも、この危険なこの職務につくという立場は、それはもう平等である、すべて。そういう考え方では給与のほうから差別をつけるべきではないのではないかと、こういうふうなまあ申し上げたわけですね、また十分にこれもまた検討してもらいたい。それと同時に、いま申し上げましたように、若い方たちがこういう危険にさらされるという率が高いということ、そういう立場から一率に百分の五十と、こういう考え方ではなくて、いわゆる言うならば下級職員、若い層の方たち、こういう方たちの補償率というものをあえて百分の五十というのではなくて、もっと引き上げを考へるという、そういう先々を考へ、あたたかい考え方であつて、それから、私はこういうふう

に思ひます。ですから、その辺について、もう一度ひとつそういうことが可能なのか、もう全然そんなことは考へる余地はないのだ、こういうことなのか、その点ひとつ、はっきりお答え

いたしたいと思います。○政府委員(林忠雄君) 公務災害の補償として考へます場合、実は、この特殊公務に当たらずとも、一般の公務でも、なくなつた方については全く同じに考へるべきであらうという気が、まず前提として一つするわけであり。その場合、確かにこういう公務災害を受けられる方が比較的元氣のいい若い方が多い、元氣のいい若い方が多いというのは、反面、給与が現在低いという問題がありますので、公務災害補償のレベルを上げるというところで考へます場合、厳密の補償の意味からすれば、現在受けてゐる所得が云々ということ

がございすけれども、ある程度給与の低い方に上げてやるという考え方、引き上げて措置する

公務災害補償一般の水準の引き上げのときに、そういう若い方の補償の増額については十分検討していただきたい、こう考へております。

○上林繁次郎君 最後でございますが、大臣、これはどうお考えですか。

○國務大臣(渡瀬元三郎君) 実はこの前の川崎地区の事故で消防研究所の職員がなくなつた。大学卒業でございまして、将来有望の者でございまして、まだ年が若いものでございまして、いま上林委員御指摘のように、公務災害補償額が非常に少なかつた。しかも結婚早々でございまして、ところがその奥さんはもうすでに妊娠をしてゐるわけでございます。私、その事態にぶつかりまして、いま上林委員が御指摘になられました実態を痛感したような次第でございます。

いま部長からお答え申しましたように、これは単に今回の場合だけでなく、一般公務災害の場合に考慮しなければならぬのではなからうかということを痛感したような次第でございますので、一般公務災害の引き上げ等の問題とあわせてこの問題も検討すべきであらうと、かように考へますので、いま部長の答えておりましたような方向で検討させていただきますと存じます。

○政府委員(浅沼清太郎君) 先ほどお尋ねございました四谷警察の追分交番の大野巡査長でござい

ますが、事件は御承知のように十二月二十四日にありまして、すぐに新宿の春山外科に入院いたしました。その後五月二日に警察病院のほうにかかりまして、現在入院加療中でございます。左足の大腿部を切断いたしました。それから右は下腿部、すねの部分の複雑骨折でございすけれども、これは切らずに済むということでございまして、それから右目失明、それから左手の指が親指以外全部なくなつてしまふというふうな状況でございまして、まだいつ退院できるかはつきり見込みが立たない、こういう状況でございす。○上林繁次郎君 それじゃ最後に、そうしますと、そういうたはんに痛ましいたいへんな状況にあるというので、当然この法律

が施行されるということになれば、当然そういう立場の方はこの法律に基づいてこの法律の適用がなされる、受けられる、こういうふうに考えてよろしいですね。

○政府委員(浅沼清太郎君) このケースは、特殊公務に内容としては文字どおり該当する場合でございますが、今回の法律改正が一月一日ということから適用がございまして、このケースについては本法の改正の適用がないということに相なるわけでございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、これは十二月でしよう。わずかの差ですね。そういうような、これは現実の問題です。で、まるで法律は木で鼻をくくったようなものだ、ほかのものはどうか知りませんが、そういう感じがするわけですよ。もつと私は現実というものをとらえるべきだ、こう思うのです。大臣、どうですか。

○國務大臣(渡海元三郎君) 期限というものを切りましたが、どこで切るかという問題になってまいりますので、いま言われましたように、現実には十二月一日に持ってきたらまたそういう例もあるかも知れない、たまたまこれがわかっておったということもあると思います。法律の運営は木で鼻をくくったようなものであると申されますが、法である以上はやむを得ないと思ひますが、その他の許されまする範囲によりまして、それらの償いを運営の面においてさしていただくというふうなことにでもならざるを得ないのじゃないでしょうか、このように考えます。

○政府委員(浅沼清太郎君) 上林先生のおっしゃるとおりでございます。またいま大臣の言われたとおりで、この法律で適用がございまして以上やむを得ないかと思ひますが、ただやはり、たとえば昨年でも渋谷で新潟の巡査が殉職をいたしましたし、その前は成田で神奈川の警察官が殉職をいたしました。そのような何と申しますか、新聞等で報ぜられております以外にも、非常にじみでございすけれども、われわれとして何とかしてやりたいというふうなケースもあるわけでございます。

いまして、ただいま大臣からもお話ございましたが、法律で足らざるところは運用の面といひますか、われわれは全力をあげて援護をしていく、このように考え、またそのような措置をとってまいりたい、こういうふうに考えております。

○上林繁次郎君 最後一言要望します。この期限が一月一日ということにさかのぼるわけです。ですから、逆に言えば、小谷委員からもお話があったのですけれども、一月一日にさかのぼるといふ根拠は何かと、こういうことになるのぼ、それはもう先ほどお答えになったわけですが、私ども、まあそう言い出せばこれも切りがない、私の言いたいことは、こういう法律をつくって、そしてこの法律の適用によつて、そういうなくなつた方だとか、けがをした方たちに対してあたたかく報いていこう、こういう精神、これは法律の精神だろと思うのです。ですから、そうだとするならば、これは期限の切り方も私はおかし、と思う。一月一日にさかのぼるといふことですね、そういういわゆる精神のもとにできた法律ならば、これはなるほど法律を施行するにあたって期限を全きめないというわけにはいかぬだろうと思ひます。それはわかる。だけれども、そういうふうな現実に十二月に事件があつて、そしてそういうほんとうに痛ましい状態にある。そういう現実の問題としてそういう方がいるといふことですね。わずかの日数でこれが適用されないのだ。そういう意味から言へば、木で鼻をくくったようなものじゃないか、こう言いたいのです。ですから、言うならばそういう現実の問題が横たわっているわけですから、広くもともと、いままでも自分の生命の危険をおかして住民の、国民の安全をい

わゆるはかつてきたというふうな立場において災害を受けた人たちについてはもう一度私は洗ひ直してあげて、そしてまたその状況によつてあたたかく処置してあげるといふ、こういう精神が必要じゃないか、こういう意味で申し上げているわけなんです。この点についても最後にひとつ大臣からも一度お答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいまもお答えいたしましたように、これは一つの例をあげられまして、それだったら、またそこまでさかのぼらしますと、またそれと同じようなケースが他にも生まれてくるという、際限なくさかのぼるわけにいかぬという点から、たまたま浅間事件等あつて国民的コンセンサス等で一月一日というのが人事院の意見となつて出てきたものであらうと存じます。これに基づいて出されたのが今回国家公務員の災害補償、これに歩調を合わせて出しましたのが地方公務員の今回の法の提案でございます。しかし、御趣旨はごもっともでございますので、法は法として、許される範囲内でのそれらのものといひますか、精神的苦痛にお報いするような道を考えることによつて、これらの不公平も是正するように取り計らわせていただくように運用させていただきます。私は警察庁は直接関係あるものではございせんが、関係されるそれぞれの所管におきまして、法律の主管大臣といたしまして、そのような運用でいま申されたようなことを解決していただきたいといふことをお願いしていきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 最後にもう一言。

人事院がどうだこうだという、それは尊重しなくちゃならないことだと思ひます。で、先ほど私が申し上げたその趣旨についてはもうおわかりいただいたと思うのですけれども、先ほどたとえれば十二月に被害を受けた警察官、大野文次さんですか、この方の例をとつても、これは言うならば責任ある皆さんの立場で即座にその人の状況はこうでありますという、そういう回答は得られなかった、実際はそういうことでは。じゃあ大臣がいられるとおっしゃつたけれども、その期限の問題はどうかのことでなくて、全国的に、一体自分の命をかけてそして生命を失ひ、あるいはまたけがをして、そのけががもう致命的であつたというふうな人が、現在警察官関係、消防関係でどのくらいいるんだ、生活の実態はどうなつてゐるんだ、それつかんでみますか、全部。

○政府委員(浅沼清太郎君) 私ども、そのような殉職者あるいは重傷者の援護の問題は非常に重要でございまして、したがって、各県ではカード・システムで全部登録をいたしまして、で、常時連絡をとりながらいろいろお世話をするというふうなシステムをとつております。たとえば一例をあげますと、警察官英制度というのがございまして、殉職者の子弟はもちろん、たとえば今度の長野巡査長の子弟さんもおりますけれども、その子供さん、小学校でも大学でも、学校へ行っている間は全部育英金を育英会から、私どものところが出しております。その必要もございまして、全部家庭の状況とかそういうものを全部配付しておりまして、それがわれわれのところへ参つておりますから把握されております。ただ、それを見ましても直にはわかりませんけれども、そういうシステムは十分にとりまして、しかもこれは単に経済的問題だけでなく、精神的にも、たとえばいろいろこの方たちの悩みは、子供の進学でありますとか、結婚でありますとか、あるいは就職でありますとか、病氣でありますとか、そういうようなときになかなか相談相手がないということとを非常に悩んでおられるわけでございます。したがって、そういう場合に、常時いろいろな激励をする、相談に乗るといふようなシステムをつくつております。現在までのところ二、三、まあ全国的に何人か新しく商売を始めた人で、その商売がうまくいかないで、ちよつと生活上不安が残るといふ人がございまして、それは県のほうに言ひまして、ひとつ十分に安心のできるようにしてもらいたいといふことをお願いをいたしております。

○河田賢治君 他の委員からいろいろ質問もあり、また当局から答弁もありましたので、あまりたくさん質問はいたしません。ただ二、三の点について質問しますが、その法案の提出された中にも、大体浅間山荘事件などが中心になつて提案したようにも書かれておる。またこの実施時期も、あれは二月の末でしたから、一月一日にさかのぼ

るといふふうにして、人事院のいろいろな意見もあるだろうけれども、そういうものを特に含めなくちやならぬというので、本来ならば大体法案というものは四月一日あるいはその他施行の期日は定めていることになっておりますが、非常に週及しているわけですね。そういう点から見まして、この法案が持つ内容というものがきまるわけですが、一体こういう「特殊な」、「高度の危険」ということで出されておりますが、こういう特殊な災害補償の制度をつくらなければ、いまの警官諸君の士気があがらないあるいは消防団員、消防の諸君が消防に対してあがらない、こういうちょっと冷やかな質問ですけれども、そういう面をあなた方はお感じになっているかどうか、その辺をまず聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(浅沼清太郎君) 実はこの今回の制度の改正につきましては、警察庁といたしましては、一昨年から研究会を設けて、いろいろ専門の人の意見を聞きながら、警察としての要望事項をまとめまして、人事院のほうにお願いをした経過がございます。

もう先生御承知のとおり、一応、現在の公務災害制度が、非常に危険な職種で、命がけで職務を執行した場合に災害を受けましても、あるいはそうでなくて、普通の一般の災害でも全く同じである、もう一律平等でございます。それではやはり、特に危険な状態において、しかもそれをおかしてまで職務を執行しなければならぬ立場の者には、もう少し厚くやるべきではないか。しかも、かつての恩給法にもそういう制度がございますし、あるいは外国にもそういう制度がほとんどとられておるのでございまして、そういう意見合ひにおいて、この制度の改正をぜひお願いしたい、このように考えるわけでありまして。

○政府委員(山田滋君) 消防の立場におきましても、いま先生御指摘のように、必ずしも士気があがらないからこの措置が必要であるということをお考えたわけではございません。現在におきましても、十分士気があがっていると思っております。

れども、このような特殊な、命がけでやるような場合、特に他の公務災害とは角度を異にいたしまして、さらに手厚くしてやりたいという気持ちをかねがね持っております。たまたま警察のほうでこういうふうなお考えもございましたので、ぜひひとつ、この際、御一緒にということをお願いをいたした次第でございます。

○河田賢治君 もう一つ、この問題で考えますと、つまり集団的な行動をするわけですから、指揮者があるわけですね。まあ日本の軍隊でも、非常に神さんのように言われておった人でも、作戦や戦術となると、非常に指揮が悪い。昔からよく、一将功成つて万骨枯るということが言われました。だから犯人の逮捕にしましても、あるいは火災を防止する場合でも、これは真に起こったときでも、だいたい、なぜ、これが風を避けて、もったほかのところへ行かなかつたのだろうかという、われわれ視察に行つたときに、そういう意見も出ました。だから、必ずしも、高度な危険があるにしても、十分避けられる、そういう場合があるわけですね。しかし、その指揮者の指揮が悪いために犠牲になるという場合もあるわけですね。全然ないとは私は言えないと思ふんですよ。一体、そういう場合に、なるほど死んだ方は気の毒なんです、それらの人に対するいろいろな救済措置やあるいはこういう制度のもとで何らかしなきゃならぬと思ひますが、そういう場合は一体どういうふうにお考えなんでしょうか。これは仮定のことでですから、答えにくいとは思ひますけれども、そういう場合がなきにしもあらず。この点をひとつ聞いておきたい。

○政府委員(浅沼清太郎君) 警察の仕事は、指揮官のもとで部隊活動をとる場合もございまして、あるいはまた、一人で凶悪犯人と戦うというような場合もございまして、また交通の場合におきましても、なるべく災害を受けないための器材等も十分準備しなければなりません。そういう意味におきまして、装備とか器材とかそういうものの、いわゆる災害を防御するためのいろいろな対策というものは、われわれといたしましては、これはもう

う極力予算措置を講じ、また新しい技術を導入いたしまして、研究をいたしております。しかしながら、警察の職責を果たすためには、そのような対策がありまして、また相手が加害行為に出る、あるいは非常に予知できないような天災であるというふうなことののために、どうしてもこのような設備、器材を越えて危険がある。しかも、その危険をあえておこななければ職務の執行ができないうこととがございまして、いわゆる災害防止対策というものは十分に講じなければならぬことはおっしゃるとおりでありますけれども、その上に、あえてなおかつそのような危険をおかさないければならぬという場合も警察の場合には相当あるものであります。そのような方が一の場合には、特殊公務災害というように制度で厚く補償を考えたい、このように考えておるわけでありまして。

○河田賢治君 それでは、次に聞きますが、大抵民間給与とそれから公務員給与の差は、やはり人事院でこれはよく毎年出すわけですが、あるわけですか。

で、また、災害の救助について、どの程度、民間企業が、死んだとかというような場合に補償をしておるとか、扶養家族なんかに対するそういうものについて、若干お調べになったものがあれば、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 民間給与と公務員の給与の問題は、確かに御指摘のとおり、人事院で毎年調査しております。その調査した結果によつて毎年給与勧告をし、それによつて給与改定がなされておりますので、原則として民間給与との差はないというたてまえになっておるはずであります。地方公務員についても国家公務員と同様の給与改定措置を講じておりますので、原則として差はないと。まあ、そこにいろいろ御議論はありかと思ひます。民間企業のうちでも、五十人ございまして、一定規模しかとらないということ、いろいろ議論はありと思ひますが、たてまえとしては、人事院は民間給与を調べて、公務員給与

にそれをおつかふせるという措置をとつておるようでございます。ベースになる給与はたてまえとしては同じでございます。

災害につきましては、民間の労災と地方公務員の災害は基準を全く——全く同じでございますが、ほとんど一致しております。むしろ公務員のほうがいい部面が一部あるというところは聞いておりますが、大体において補償の率は一致しておるということでございます。

○河田賢治君 提出されておる資料によりまして、二十三歳の二年勤続の巡査で遺族が二人と、こういうことになっております。いま若い人でもいぶん早く結婚する人が、年子でもってどんどん子供を生んで、あとはとめるという人がありまして、そういうことで、この方がこれまでの平均給与額の年額百分の四十五、これは特別なやつは残して、そうすると、三十二万四千円ということでございます。で、この方が古いときよりよつて三年ぐらいはとつがなとか再婚しないとか、あるいは一年ということになりまして、一年に三十二万四千円では子供さん一人かかえて、ちょっとこれは無理じゃないか。おそらく生活困窮者がもらつてゐる費用だつて、これくらいあるいはこれ以上じゃないかと思ふんですがね。そうすると、ある程度こういう給与の低い人の——これはまあ公務災害一般になりますけれども、こういうところをもつとやはり改善していく必要があるんじゃないか。これは再婚すれば払わんでもよくなる場合があるんですから、そういうことで、もう少し、三十二万四千円ではおそらく生活困窮者のもらうような費用にもならぬと思ふんですよ。だから、これは、私はいまこでさぐと、これはなんですけれども、やはり公務員災害補償制度、これは労働者の関係もありましようし、いろいろな関係もありますけれども、民間との関係、これはやはりこういう点はちょっと考え直すべきではないか。この底上げをやりますかと、結局、死んだ場合どうするか、こうするかという問題で、さつき上林委員からも出ましたように、四十七歳

の警視の人ですと、年に百五十五万六千円、今度上がりますと二百三十三万二千円、こういうことになりまして、この人は大体生活に困るわけはないんですね、大体において、そうすると、あまりにも命をかけて、そうして、そのために死んだというところにおいては、若かりうと年寄りであろうと、階級が上であろうと下であろうと、死んだことにおいては結果は同じことなんですね。だから、こういうところの差をある程度、社会的ないろいろな階級関係もありましようけれども、もうちょっと考え直すべき問題がたくさんあるんじゃないかと、こう私は思うわけです。この点ひとつ、いま先ほど来のお話がありましたけれども、大体こういう問題はあるのかないのか、これはちょっと大臣にひとつ聞いておきたいですね。

○河田賢治君 それから、これ以外に浅間山荘のときでも総監官とかなんとかいって救いゆつ金やいろいろなものが出たわけですが、救いゆつ金というのは内規や何かにあるのだと思ひますけれども、このほうと新しくできます特別公務災害というものができた場合には、そちらのほうは多少削るのか、あるいはそのまますつと出していくというお考えなのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(浅沼清太郎君) ただいまお話しのこととは、内閣総理大臣が特別報償金というのを特に功労ある場合に出す、これは警察官のみでございませぬけれども、そういう制度、それから警察庁

におきましては警察庁長官の賞じゆつ金という制度がございまして、これらはいずれも身を挺して職務を遂行して功労が顕著な場合に出すということとでございまして。

今回の特殊公務災害は、もう御承知のとおり、公務災害補償制度の体系の中で特別な場合に割り増しをするというところでございまして、性格が全然別でございまして、したがって、この制度ができましたも報償あるいは賞じゆつに該当する功労の顕著な場合には賞じゆつ金は別途に出るというところでございまして。

○河田賢治君 それから、先ほど来も対象について国家公務員のは主として犯罪を捜査し逮捕する、特別にピストルを持つていてるような場合です、そういう限定があるのですか、私そこのほうは見えていないのですが、ちょっとそこを伺いたいです。

○政府委員(林忠雄君) 国家公務員の場合にはいまのおっしゃるような限定をしたようでございます、特に武器の携帯を許されている職員に限るという公的のようでございます。

地方公務員の場合には、それに匹敵するものとして火に立ち向かう消防というものを同じ扱いにするという考え方で出しております。

○河田賢治君 さつきも学校の先生なんか出ましたけれども、これもしつちゅうあることではないけれども、高度な危険というものは実際に予想して海の中に飛び込んで子供を救うということがしばしばあるわけですね、これまでの過去のケースからいって、特に突風なんかにおきましてよくたつまきが起ります、こんなものは突然起こるわけでしょう、そういう場合に、そこに飛び込んでやることは高度な危険というところは言わなくてもわかっているわけですから、それをあえてお

きて死んでしまふということもあるわけですね。だから、この「高度の危険」という文字がもしも必要な要件となるならば他の公務員の場合も、これは非常に特殊なケースだと思ひますけれども、

そういう意味ではやはり地方公務員に対する対象のあれを上げておくということが必要じゃないかと思ひます、それから、あまりに職権を消防とそれから麻薬取締官、それからまた警官とかいうだけに限らず、やはりそこをまた認定するのは別な機関に認定するわけですから、一応そういうようなことをして多少範囲を広げておくということが必要じゃないかと思ひます、そうしなせんと、やはり今度は職権別にこういう差があるといううなことになるればこれは公務員自体の中にいろいろな差別感を植えつけられます、やはり問題が出てくるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 先ほどの御質問にも御答弁したところでございまして、将来この特殊公務災害補償の制度を広げていくとすれば、いまおあげになりました学校の先生が自分の受け持ちの子供が海に落ちたのを助ける場合、あるいは風水害等の場合に町村の役場の職員がその職権にかかわらず出ていって堤防を補強する場合、いろいろ考えられると思ひます。将来これを拡張する場合に当然考えられるケースでございますけれども、現在この警察官と消防吏員、麻薬取締官に限りましては、高度な危険のほか、高度な危険が予測されるけれども、自分の職責上あえてそこへ飛び込む義務があるといえます、そういう職責のある者にさしあたり限ったという形になっておりますので、学校の先生の場合には、当然自分の受け持ちの子供が海に落ちたのを飛び込まない先生はおらないと思ひますけれども、職責としては飛び込むというところにはないわけでございます、火事でもなお燃えている家の中にまだ子供がおるとい

う場合、そこに学校の先生と警察官と消防の職員がおりますと、警察官と消防職員は命令されれば飛び込む職責があつて、学校の先生は中の子供が自分の受け持ちであつてもその職責にないというところ、ところが、人情としては学校の先生あるいは警察官、消防吏員と全く差はないわけでございます。

○河田賢治君 もう一問で最後です。もう小谷委員も言われましたけれども、これも適用する場合に各地方で一応審査する、それから中央のほうと相談してこれはきまるというお話なんです、しかし、やはりこの基準というものは相当私にきめ方をあれをしませんと、むしろこのことによつて、あの事件で死んだけれどもこれはもうえなかつた、片つ方は、いやわしはもうたつたといううな問題になります、それこそこういう法律をつくつて少しでも士気を鼓舞しそして警察官なり消防の職員が危険を顧みず立ち向かつていこうという精神がだんだん、何といたしますか、そういう公正な取り扱ひをしないがために、むしろその中でいろいろの不團結あるいは感情的にもなつたりして、かえつて共同の作業なんかできないような場合も人間なんですから起り得ると思ひます、

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私は、ただいま可決されました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党各派共同による附帯決議案を提出します。

案文を朗読いたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左の事項について善処すべきである。

一、特殊公務に従事する職員の補償の特例措置については、その適用範囲を拡大する等の措置を積極的に検討し、危険な業務の遂行にあつた

地方公務員の補償について万全を期すること。

二、民間企業等において実施されている業務上災害給付等の実態をすみやかに調査し、地方公務員に対する補償内容の改善および死亡見舞金の支給等について検討すること。

三、若年者に対する障害補償額、遺族補償額等の引上げについては特段の配慮をすること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、寺本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許

します。渡海自治大臣。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいまの御決議の趣旨を尊重して努力をいたしたいと存じます。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、来たる五日、月曜日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和四十七年六月十日印刷

昭和四十七年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W